

第1章 令和6（2024）年財政検証、オプション 試算及び年金額の分布推計の概要

第1節 国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

第2節 令和6（2024）年財政検証

第3節 オプション試算

第4節 年金額の分布推計

第1節

国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1) 公的年金の意義

① 人生の様々なリスクに備える機能

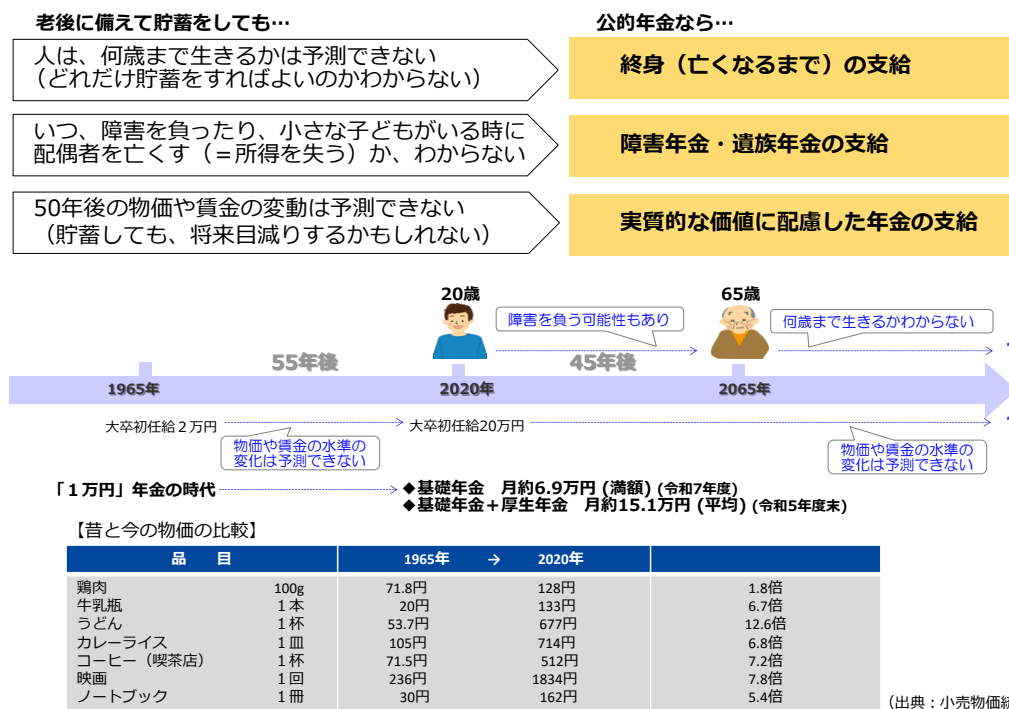
公的年金は、人生における様々なリスクに備える機能を有する（第1-1-1図）。

引退後の老後の生活のために現役時代に備えておく必要があるが、事前に何歳まで生きるか分からないし、数十年先の老後の物価水準や生活水準がどうなっているかも事前には分からない。公的年金は、終身にわたって年金が受け取れる仕組みにより、各人の必要な期間に応じて年金を受給できる。また、賃金スライドや物価スライドの仕組みにより、物価や賃金の変動したとしても実質的に価値のある年金を受給できる仕組みとなっている。

さらに、公的年金には万一、障害を負った場合や小さい子供を残して死亡した場合に備えて、障害年金や遺族年金も用意されている。

これらの機能は、貯蓄にはない保険の機能であり、社会全体の支え合いの仕組みにより、人生における様々なリスクに備えているのである。

第1-1-1図 公的年金の意義①

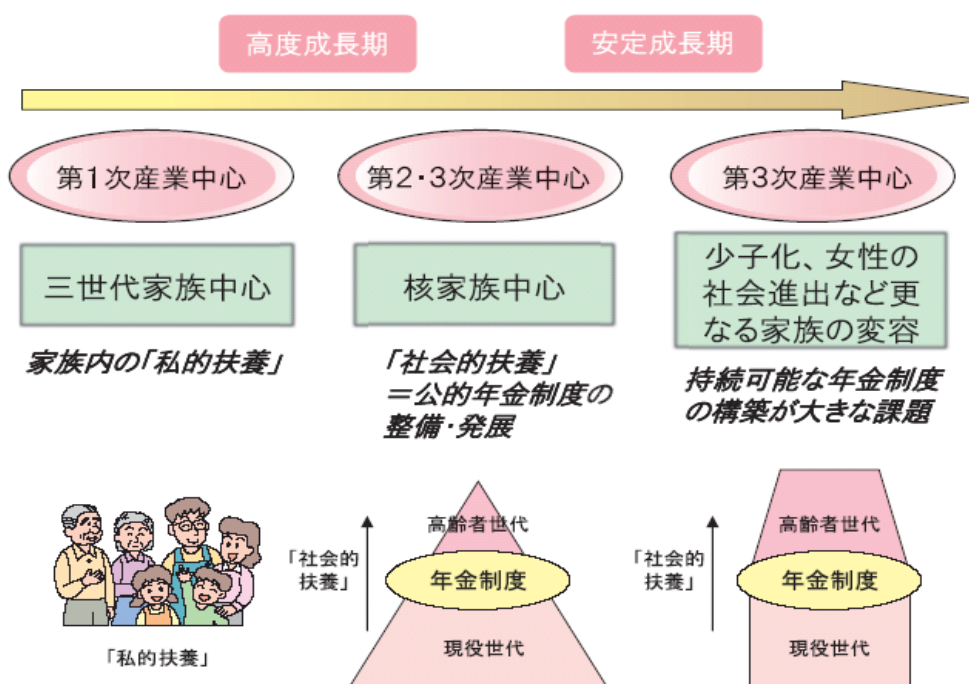


② 社会全体で高齢者を支える社会的扶養

我が国の公的年金制度は、昭和17(1942)年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、昭和36(1961)年の国民年金制度（拠出制）の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

公的年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内等の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである（第1-1-2図）。

第1-1-2図 公的年金の意義②



③ 高齢者の扶養の負担を均等化

社会的扶養は、現役世代の間で高齢者の扶養の負担を均等化する機能も有する。平均寿命が伸長するなかで、子供が引退して年金受給を開始した後も両親が長生きしていることも珍しくない。このような場合、私的扶養では孫世代が両親だけでなく祖父母の扶養まで負うことになり、特に一人っ子だった場合は重い負担となる恐れがある。逆に、高齢者からみた場合、子供に不幸にも先立たれた場合などには、私的扶養を前提にしていると困難な状況となり得る。

このように私的扶養は、高齢者の扶養負担の偏りや、高齢者を支える者の不在などのリスクがある。社会的扶養の仕組みである公的年金は、このような私的扶養のリスクに対しても社会全体の支え合いにより備えているのである。

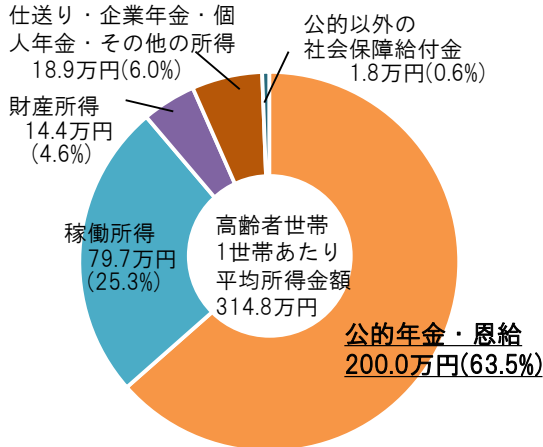
（２）公的年金の役割

現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の約 6 割を公的年金・恩給が占めており、約 4 割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、日本全体で見ると、国民の 3 人に 1 人が年金を受給しており、年金総額は 50 兆円を上回っている。これは対国民所得比で 14%前後となっており、年金が家計消費の 2 割を占める地域もある（第 1 - 1 - 3 図）。

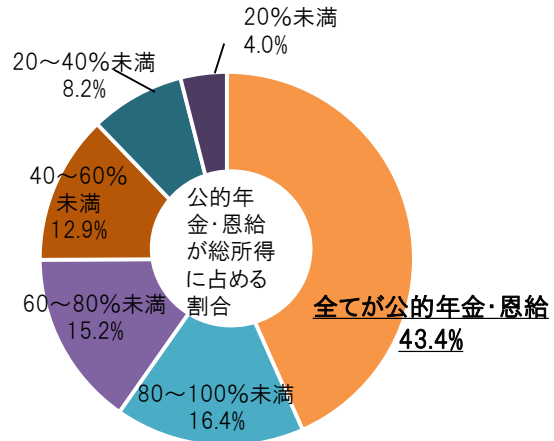
このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、我が国の経済を支える役割も大きいことがわかる。

第1-1-3図 公的年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約6割



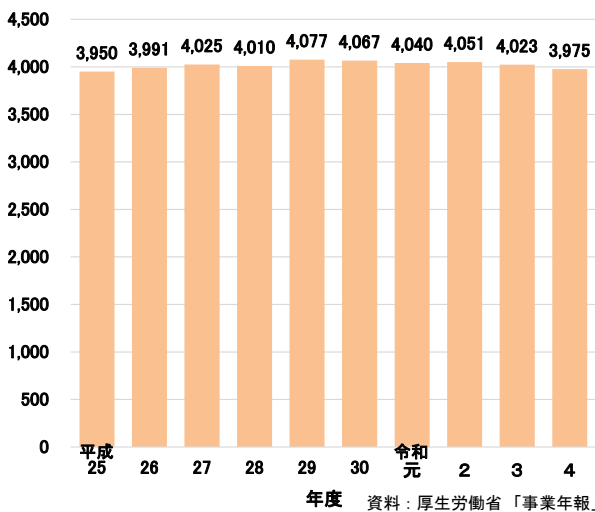
約4割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



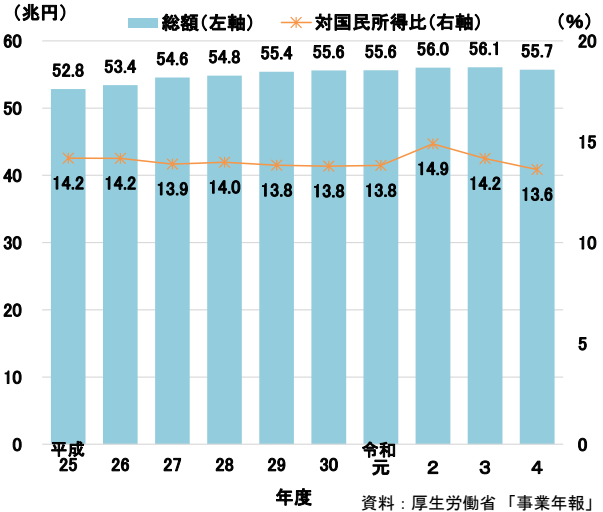
(注) 両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない可能性がある。

(資料) 2024年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(万人) 公的年金 受給者数の推移 (年度末現在)



公的年金 年金総額、対国民所得比の推移



地域経済を支える役割 (家計消費の約2割が年金の地域も)

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	年金総額の割合	
	対県民所得比	対家計最終消費支出比
鳥取県 (32.7 %)	18.7%	22.6%
奈良県 (32.1 %)	18.4%	21.0%
秋田県 (38.1 %)	18.1%	22.3%
山口県 (35.0 %)	17.8%	24.6%
宮崎県 (33.1 %)	17.6%	21.5%
高知県 (35.9 %)	17.4%	21.4%
愛媛県 (33.6 %)	17.4%	21.7%

注1. 高齢化率: 総務省「人口推計」(令和3年10月1日現在)

注2. 対県民所得比及び対家計最終消費支出比: 都道府県別年金総額を県民所得又は家計最終消費支出で除したものの。

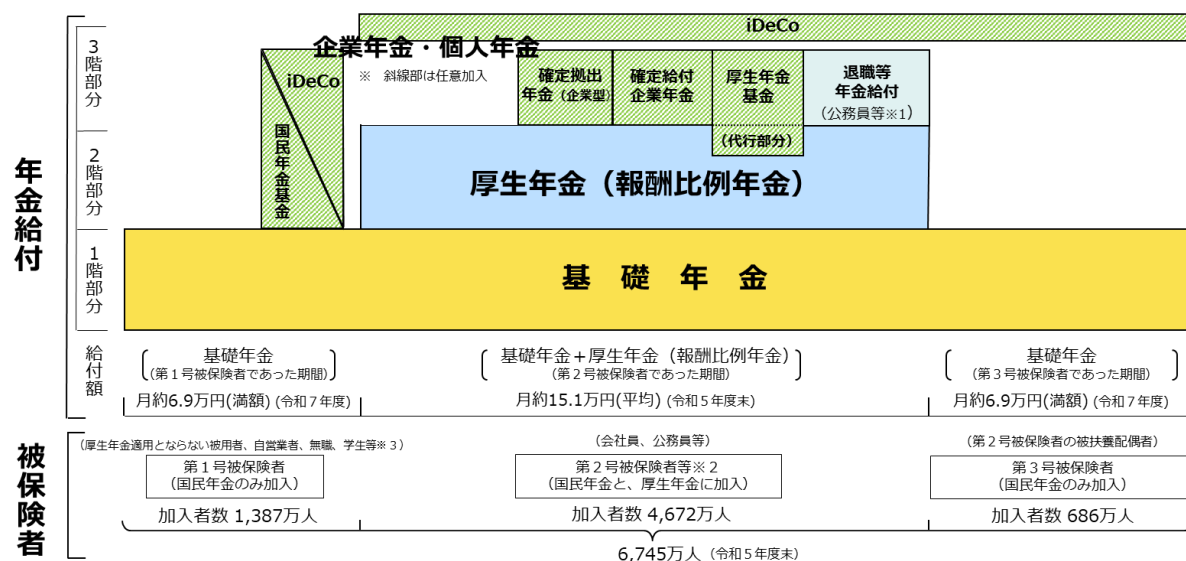
都道府県別年金総額: 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和3年度)

県民所得及び家計最終消費支出: 内閣府「県民経済計算」(令和3年度)

(3) 制度体系

我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。厚生年金被保険者である民間被用者や公務員も国民年金の被保険者であり、高齢期になれば、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金も受け取ることができる。また、これらの公的年金に加えて、個人や企業の選択により、企業年金などの私的年金に加入することができる(第1-1-4図)。なお、公務員や私立学校教職員などは、かつて共済年金に加入していたが、平成27(2015)年10月に厚生年金に一元化されている。

第1-1-4図 年金制度の体系図



注1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
 注2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。
 注3 第3号被保険者とならない者に限る。

2. 年金制度を取り巻く社会・経済状況

(1) 少子高齢化や外国人の入国超過の状況

我が国の合計特殊出生率は、昭和50(1975)年に2.0を下回るなど、長期的に低下傾向にあり、平成17(2005)年の1.26を底に1.4台まで回復したものの、令和6(2024)年は1.15と過去最低水準となっており、長期的に人口を維持できる水準を大きく下回っている(第1-1-5図)。

一方、平均寿命は、戦後、公衆衛生の改善や医療の進歩等により、長期的に上昇傾向にあるが、近年は横ばい傾向となっており、令和6(2024)年の平均寿命は男性81.09年、女性87.13年となっている(第1-1-6図)。

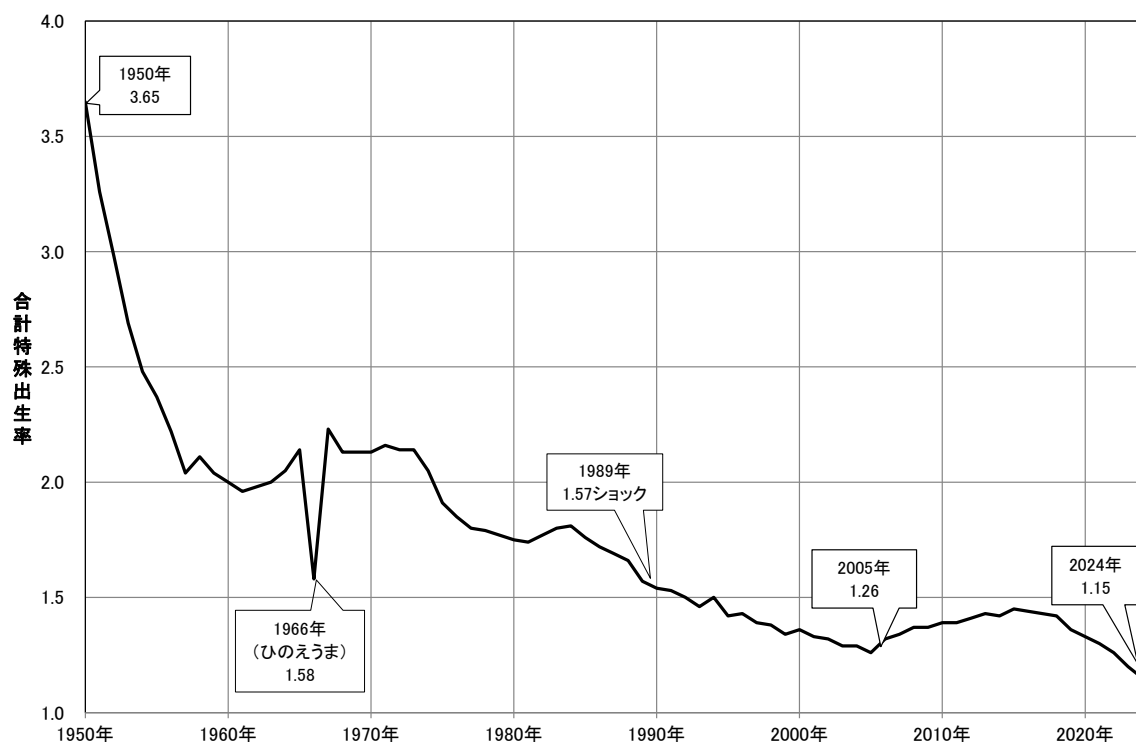
この長期的な低出生率と平均寿命の伸びにより、我が国の少子高齢化は急激に進展しており、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は令和 5（2023）年に 29.1%となっている。

今回の財政検証は、令和 2（2020）年国勢調査の結果に基づいた直近の人口推計である令和 5（2023）年 4 月発表の「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」をベースとして推計を行っている。この中位推計（出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数年 16.4 万人）によると、我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和 13（2031）年に人口 1 億 2,000 万人を下回り、令和 38（2056）年には 1 億人を割って 9,965 万人、令和 52（2070）年には 8,700 万人になると推計されている。これを高齢化率で見た場合、令和 19（2037）年に 33.3%、すなわち、3 人に 1 人が 65 歳以上となり、また、令和 52（2070）年には 38.7%となると推計されている（第 1-1-7 図）。

また、「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」における外国人の入国超過数の仮定値は、平成 28（2016）年から令和元（2019）年の平均値約 16.4 万人が今後も継続するとされ設定されている。直近の動向をみると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる令和 2（2020）年・令和 3（2021）年を除き、この仮定値を上回る水準となっている（第 1-1-8 図）。

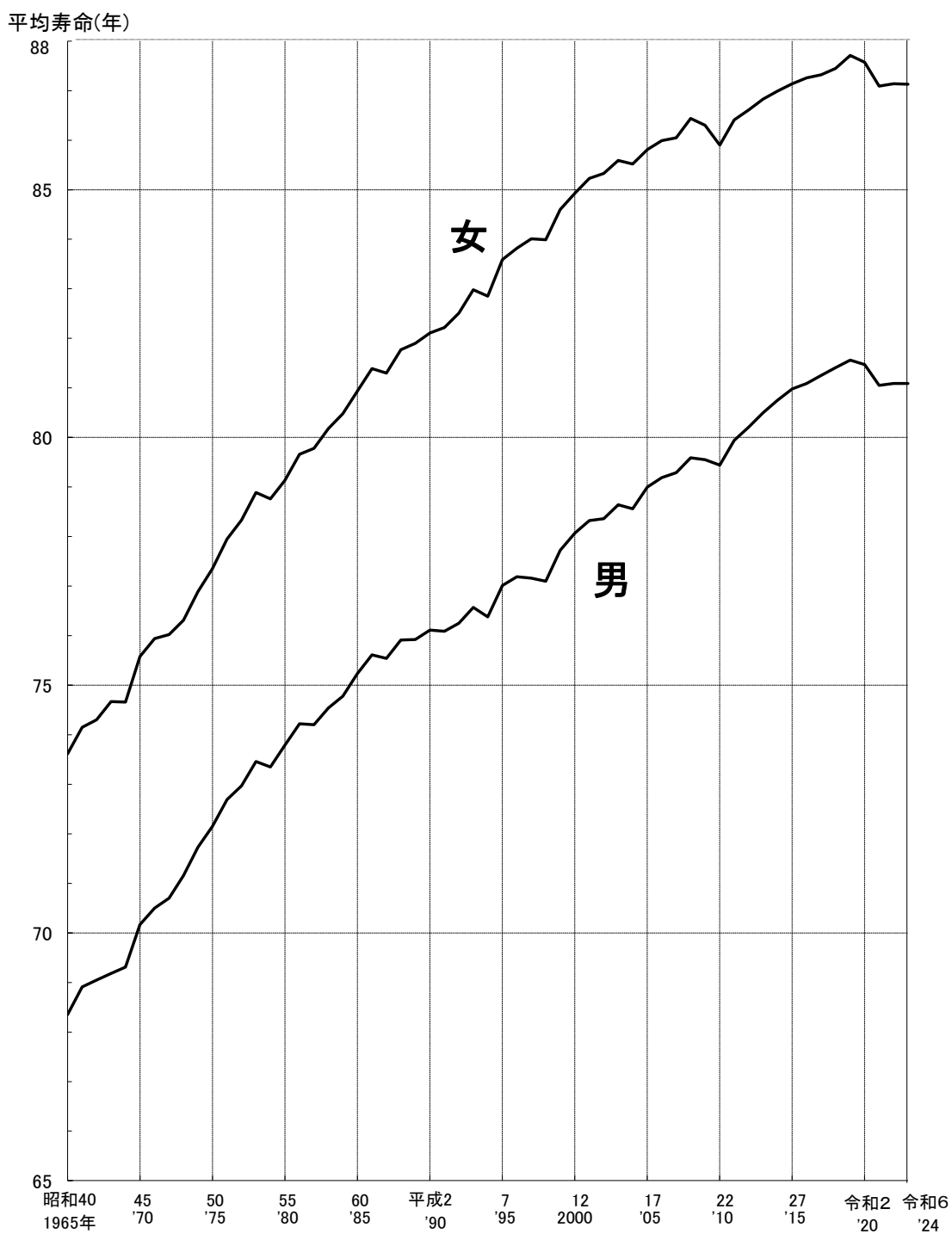
財政検証では、こうした人口構成の変化を踏まえた上で、おおむね 100 年間にわたる財政収支の見通しを作成している。

第 1-1-5 図 合計特殊出生率の推移



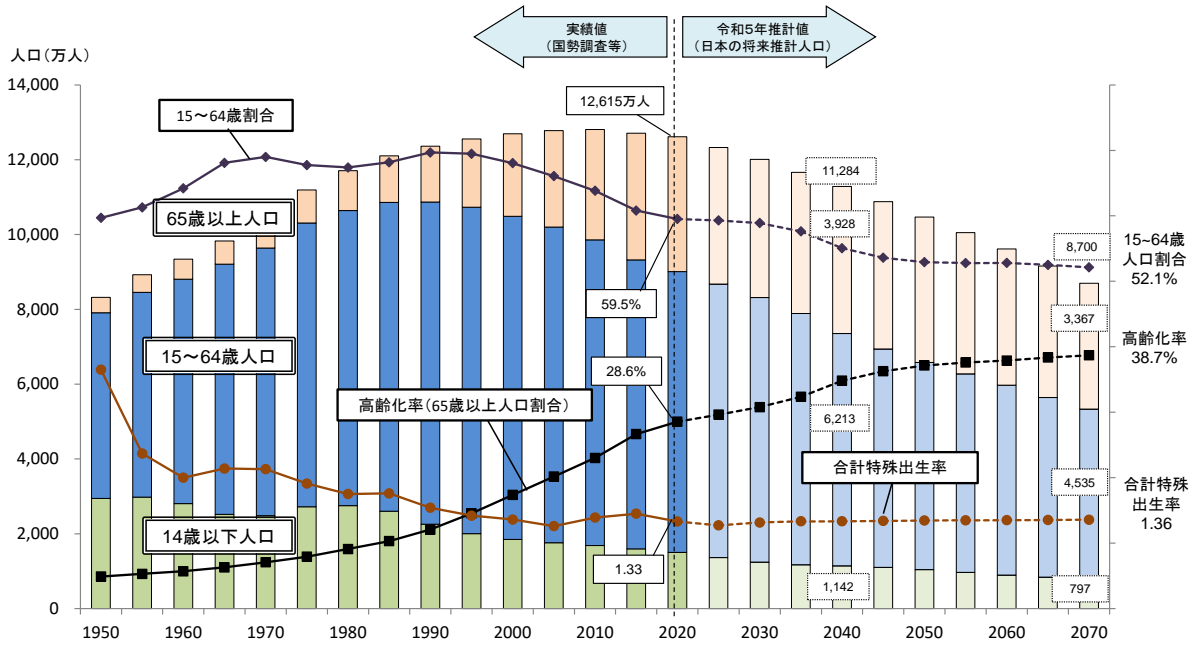
(資料) 令和6年(2024)人口動態統計(確定数)(厚生労働省)

第1-1-6図 平均寿命の推移



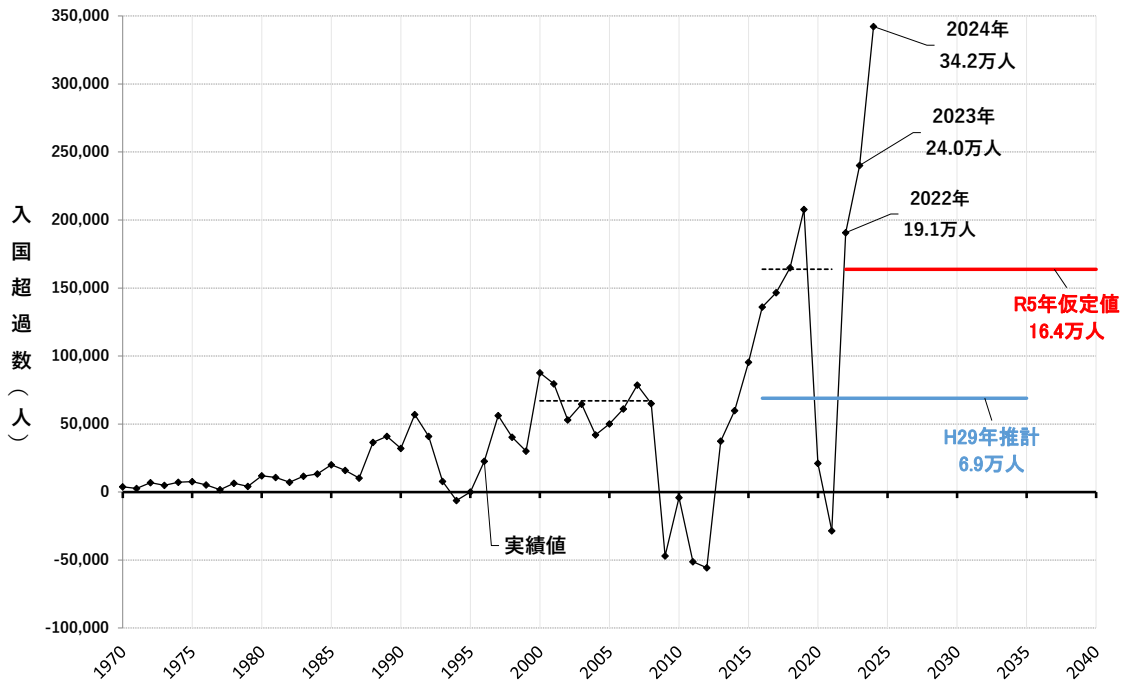
(資料) 厚生労働省「令和6年簡易生命表」

第1-1-7図 年齢区分別人口の推移
— 令和5(2023)年4月「日本の将来推計人口」中位推計 —



(資料) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

第1-1-8図 外国人の入国超過数の推移
外国人の入国超過数の推移(人口推計の前提)



(出所) 社会保障審議会人口部会資料(令和4年10月31日)、人口推計 各年10月1日現在人口(総務省)より作成
※社会保障審議会人口部会資料の外国人入国超過数の推移のグラフに、外国人の入国超過数の2022年実績(2021.10~2022.9)、2023年実績(2022.10~2023.9)及び2024年実績(2023.10~2024.9)を追加したもの。

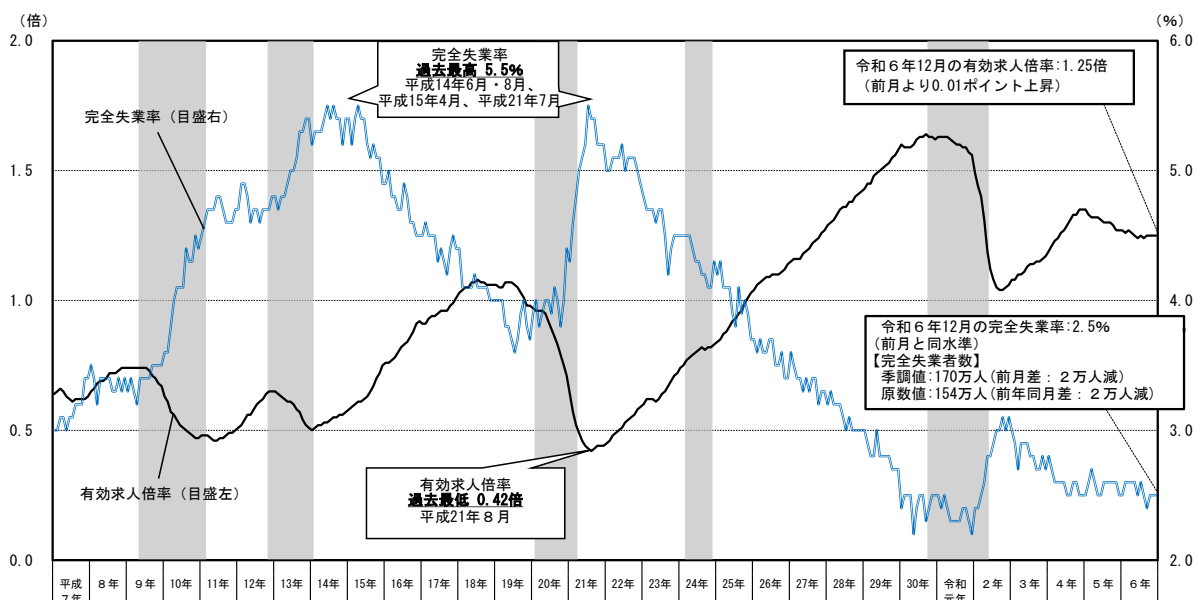
(2) 労働市場の状況

我が国の完全失業率と有効求人倍率等の動向をみると、完全失業率は、平成21(2009)年7月を山として令和元(2019)年12月まで低下しており、令和2(2020)年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、同年5月の緊急事態宣言等により経済活動の多くを止める措置をとったことで、経済や雇用、人々の生活に大きな影響が生じたものの、令和6(2024)年12月現在では元の低い水準まで戻っている。有効求人倍率は平成21(2009)年8月を谷として上昇傾向にあり令和元(2019)年3月の1.63倍まで上昇、その後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2(2020)年10月頃に1.04倍まで低下したが、令和6(2024)年12月現在では1.25倍となっている(第1-1-9図)。

また、就業率をみると、近年、女性及び高齢者の就業参加が進展している。

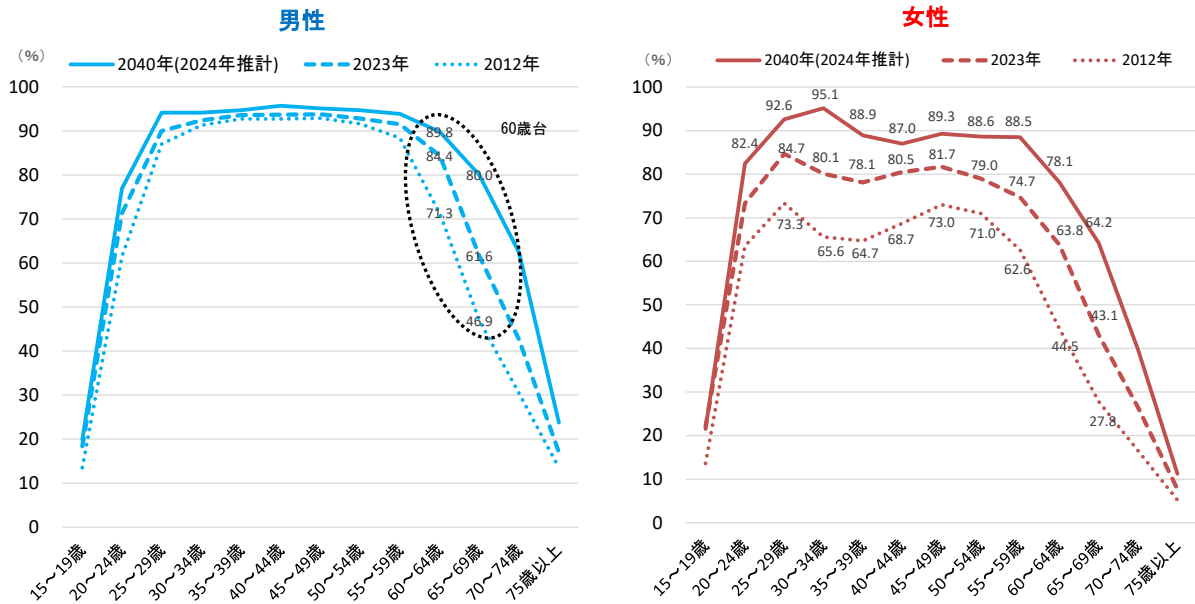
今回の財政検証の労働力率の設定に当たっては、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の中位推計(出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数年16.4万人)を基本とした前提をもとに推計を行った令和6(2024)年3月発表の「労働力需給の推計」をベースとして推計を行っている(第1-1-10図)。この「成長実現・労働参加進展シナリオ」では、各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するものとなっており、この労働参加の進展が令和22(2040)年まで継続する見通しとなっている。

第1-1-9図 完全失業率と有効求人倍率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
 2. 平成23年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値。
 3. シャドー部分は景気後退期であり、平成9年5月～平成11年1月、平成12年11月～平成14年1月、平成20年2月～平成21年3月、平成24年3月～11月、平成30年10月～令和2年5月を示す。

第1-1-10図 性別・年齢区分別就業率の推移



(資料) 総務省「労働力調査」(2012年、2023年)。(独)労働政策研究・研修機構による「2024年3月 労働力需給の推計(労働参加進展シナリオ)」の推計値(2040年)

(3) 経済の状況

内閣府の令和6年度年次経済財政報告によれば、我が国の経済は、企業収益が過去最高を更新し、過去最大規模となる名目100兆円を超える設備投資など、企業部門が堅調さを維持しており、基調として緩やかな回復が続いているが、平成3(1991)年以来33年ぶりの高い水準となる賃上げが実現するなど、持続的な賃上げと活発な投資がけん引する民需主導の自律的な成長型経済に移行するかどうかの分岐点にあるとされている。

一方、年金財政は長期的な観点から運営されるべき性格のものであり、財政検証で用いる経済前提の設定に当たっては、長期的な視点で将来の労働力の減少なども踏まえ、客観的、専門的な議論により設定されている。また、将来の経済は不確実であり正確に予測することはできないことから、幅のある複数の前提を設定している。

今回の財政検証の経済前提の設定に当たっては、これまでの財政検証と同様に、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成される公開の専門委員会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を社会保障審議会年金部会の下に設置し、専門的・技術的な事項について議論を経たうえで取りまとめられた検討結果に基づいて設定したところである。

3. 平成 16 年改正で導入された年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の年金財政の枠組みは、平成 16 年改正により従前とは大きく異なるものに変化している。

平成 16 年改正前の国民年金及び厚生年金は、5 年に 1 度、財政再計算を行い、少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に必要な負担の水準の見通しを作成し、財政再計算に併せて所要の制度改革を行ってきた。

このような仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。また、将来の保険料（率）の水準については、基本的には段階的に引き上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面 5 年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上 5 年に 1 度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このように制度改革を繰り返しては、今後の制度改革により将来の年金がどのようになるか不透明となってしまうため、平成 16 年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。

具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている（第 1-1-11 図）。

以下、平成 16 年改正で導入された仕組みについて解説する。

（1）保険料（率）水準の固定

平成 16 年改正により、保険料（率）水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うこととする制度となった（第 1-1-12 図）。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料（率）水準を法律に明記し固定したものである。

（2）基礎年金国庫負担割合の引上げ

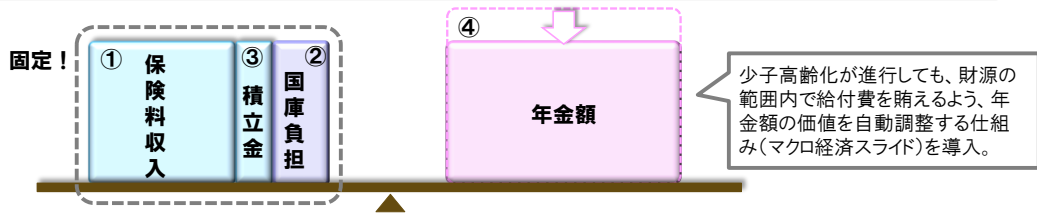
基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、平成 16 年改正において道筋が法律上明記されることとなり、法律の本則上では基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 としつつ、平成 16 年度から引上げに着手した。

その後、平成 21 (2009) 年度には特例的な繰入金を活用して 2 分の 1 となり、

平成24(2012)年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され、国庫負担割合の引上げが完成することとなった。

第1-1-11図 平成16年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
 ・厚生年金：18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
 ・国民年金：17,000円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料：16,980円(令和6年4月～)
 ※産前産後期間の保険料免除に伴う引上げ分(100円)を含む。

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

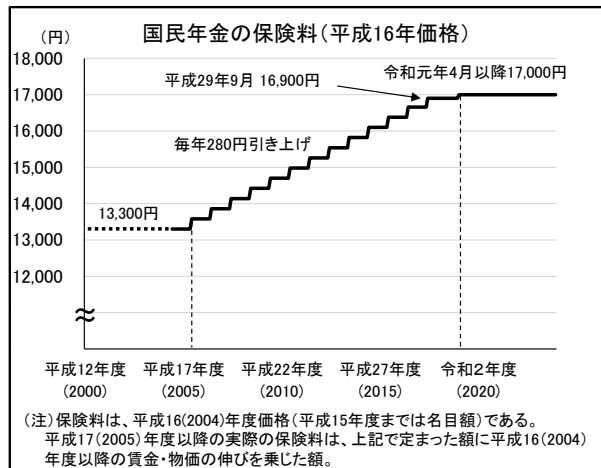
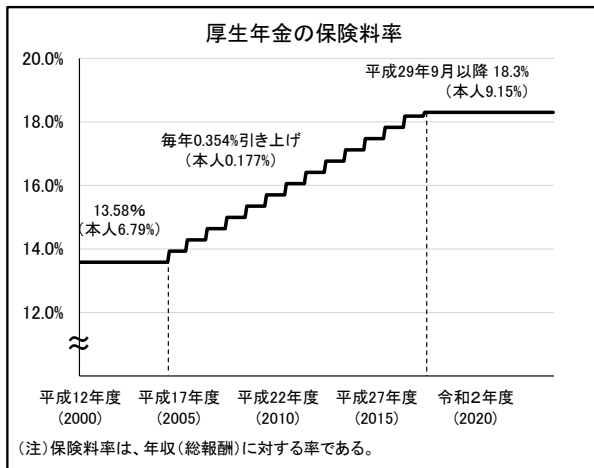
平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率：61.2%(令和6年度)
 ⇒ 56.9%(2039年度)【高成長実現ケース】、57.6%(2037年度)【成長型経済移行・継続ケース】、50.4%(2057年度)【過去30年投影ケース】

第1-1-12図 保険料水準固定方式



(3) 積立金の在り方と年金財政の均衡期間

平成 11 年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

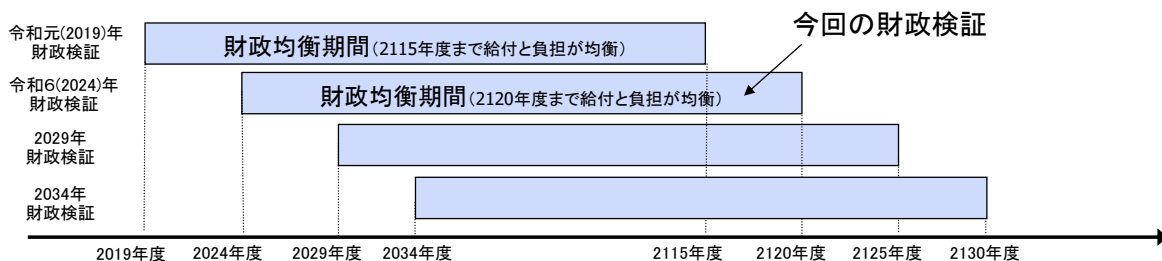
そこで、平成 16 年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね 100 年間で財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）とし、積立金については、財政均衡期間において、その運用収益と元本を活用することとなった。

なお、財政均衡期間については、今回の財政検証においては、令和 102(2120)年度までの約 95 年間で財政均衡期間としているが、第 1-1-13 図に示すように、財政均衡期間は財政検証ごと移動していくものであり、これにより令和 103(2121)年度以降の将来の期間についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなっている。

第 1-1-13 図 有限均衡方式のイメージ

- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

【財政均衡期間の移動】



(4) 給付と負担の均衡を図る仕組み ～マクロ経済スライドの導入

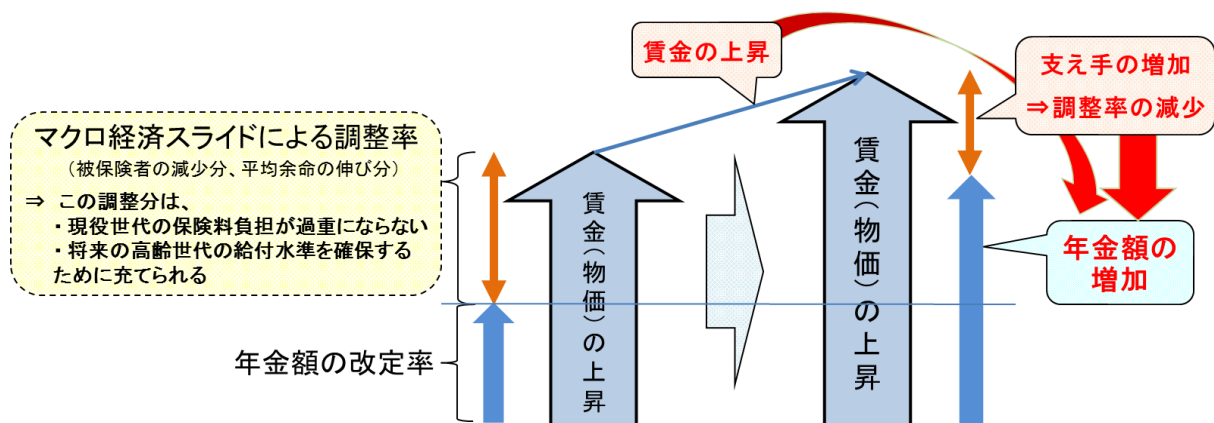
保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなる。このとき、若い世代やこれからの世代の方々に将来にわたる給付を確保するためには、足下の給付水準を調整する必要がある。この給付水準を調整する仕組みが、年金の賃金スライドや物価スライドによる伸びの範囲内で年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドである（第 1-1-14 図）。

また、少なくとも 5 年に 1 度、財政検証を実施し、社会・経済情勢の変化に応じた、給付水準調整の終了時期や終了後の所得代替率の見通し、及びその財政見通しを作成することとされた。財政検証に基づき、給付水準調整が不要な場合は、給付水準調整を終了することとされた。

なお、今回の財政検証における給付水準調整の終了年度は現時点での見込みであり、今後、社会経済状況が好転すればより早期に終了し高い給付水準を確保できるが、逆に悪化した場合は、より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は見込みより低くなる。

このように、今後の社会経済状況の変動に応じて給付水準調整の終了時期を変動させることにより、自動的に年金財政の均衡が図られる仕組みが組み込まれており、公的年金制度は、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、持続的な制度となっている。

第 1 - 1 - 14 図 給付水準の自動調整の仕組み



(5) 給付水準の下限

平成 16 年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、「モデル年金」の所得代替率を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率 50%と定めたところである。ここで、「モデル年金」とは、夫が平均賃金で 40 年間働いたサラリーマンであり、妻が 40 年間第 3 号被保険者である場合における世帯の年金額を指し、「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点(65 歳)における、現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対するモデル年金額の比率のことをいう。

令和 6 (2024) 年度時点における所得代替率は 61.2%となっているが、この水準はマクロ経済スライドによる自動調整により低下していく。今回の財政検証においては、近年の女性や高齢者の労働参加の進展、好調な積立金の運用により、前回の財政検証の結果と比べ、将来の給付水準の見通しが改善している。人口推計が中位推計で、経済成長が最も悪い「1 人当たりゼロ成長ケース」を除き所得代替率 50%を確保し、令和 102 (2120) 年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、よりいっそう少子化が進行するなど、社会・経済情勢が想定以

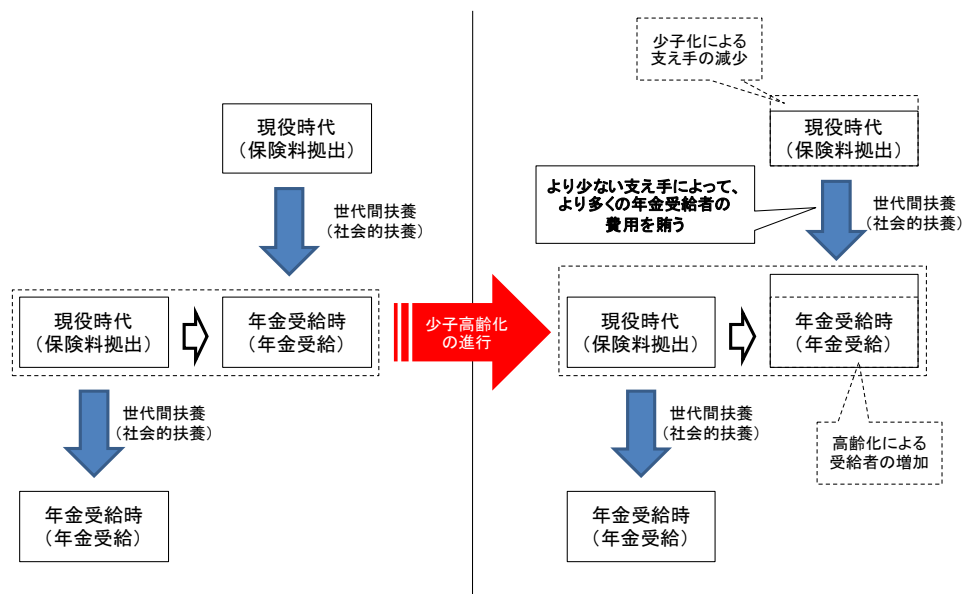
上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

このような場合、財政検証において5年後までの間に所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

4. 財政検証の位置づけ

我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄う「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている（第1-1-15図）。

第1-1-15図 賦課方式と少子高齢化



このような財政方式のもとでは、当初の見込みに比べて少子高齢化が進行すると、高齢者の相対的な増加によって年金給付が相対的に増加することから、年金財政の給付と負担の均衡を保つためには、現役世代の負担の増加、又は年金受給者の給付の抑制が必要となる。

このため、平成16年改正においてマクロ経済スライドが導入されたが、どの程度給付水準を調整する必要があるかについては、

- ・ 高齢化や少子化がどの程度まで進行するか

- ・女性や高齢者の労働市場への参加がどの程度進み、年金制度の支え手がどの程度増加するか
- ・経済成長がどの程度達成され、賃金の伸びや積立金の運用収入がどの程度見込まれるか

等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右されるものである。

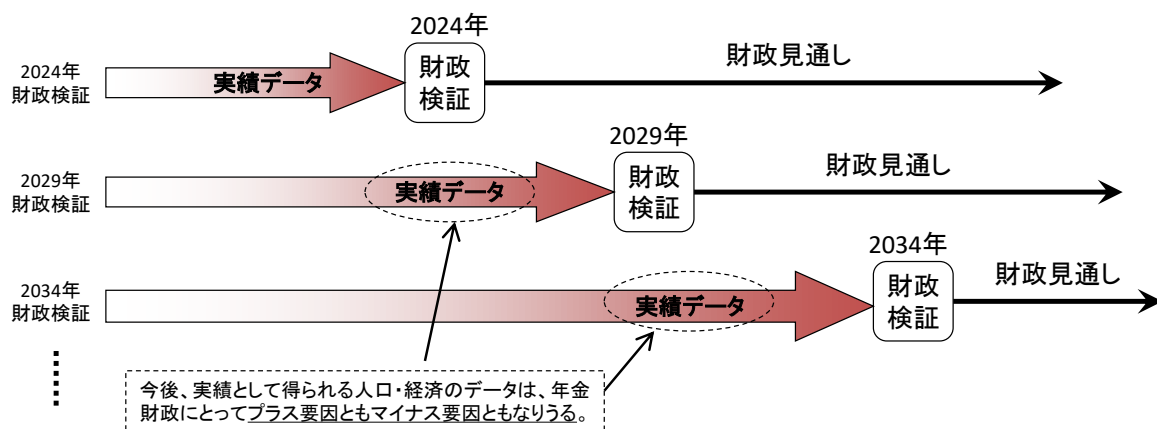
そこで、年金の財政状況を定期的に確認するために、少なくとも5年ごとに「財政検証」を実施し、おおむね100年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証することとされたのである。

また、財政検証においては、将来の人口や経済について一定の前提を設定するが、将来は不確実であり、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い最善の努力を払ったとしても実績と前提に乖離が生じるのは避けられない。

このため、財政検証では、時間の経過とともに新たに蓄積された最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな出発点からおおむね100年間の見通しを作成する（第1-1-16図）。それとともに、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や経済の姿に応じて、年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるかを示しているのである。

財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

第1-1-16図 財政検証のイメージ



（補論）財政検証と財政再計算の違い

「財政再計算」と「財政検証」は、公的年金制度の将来にわたる収支見通しを作成するという点においては共通しているが、その役割については大きな違いがある。

財政再計算には、将来の保険料（率）の水準を定めるという役割がある。つまり、5年に1度、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準を維持すると仮定した場合には将来どの程度の水準の負担、つまり保険料（率）が必要となるのかを算定することである。その上で必要であれば再計算が行われるごとに給付と負担との関係が見直されることとなるが、実際も過去の再計算においては、負担の水準のみならず、給付水準に関しても見直しが行われてきた。

一方で財政検証は、財政再計算とは全く異なった性質を持っている。平成16年改正に伴って将来の保険料（率）の水準が法律で定められたことから、財政検証によって保険料（率）が定められる、ということはない。その代わりに、直近の社会・経済状況を踏まえた収支見通しを作成することにより、給付水準を自動調整する仕組みであるマクロ経済スライドについて、給付水準調整の終了年度を定める、もしくはその見通しを作成することが財政検証の主な目的のひとつとなっている。これはつまり、保険料水準を固定した上での給付の自動調整という現在の公的年金制度が持つ収支均衡の仕組みの中で、将来の給付水準がどの程度調整されていくのかという見通しを示すということである。このような中で、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、その財政検証においては、「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断されることとなり、特に給付と負担の見直しなどが財政検証に伴って行われることはない。

ただし、5年後までに、所得代替率が50%を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、給付水準調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた調整期間の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる。

このように、財政再計算はこれから先の給付と負担の水準を見直し、特に将来の保険料（率）水準をその都度設定していくためのものであったのに対して、財政検証は、平成16年改正で定められた負担の水準と給付の調整の仕組みが適切に機能しているかどうかを定期的に点検する意味合いのものとなっている。

第2節

令和6(2024)年財政検証

1. 財政検証の主な前提

財政検証は、おおむね100年間にわたる長期の年金財政の状況を見通すものであり、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

しかしながら、将来は不確実であることから、財政検証において特に重要な前提（人口、労働力、経済）については、専門家の議論も踏まえ、幅を持った複数ケースを設定している。

(1) 人口の前提

国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年4月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。前回の財政検証と同様に、出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りのケースをそれぞれ設定している。また、今回の財政検証においては、近年その水準が大きくなっている外国人の入国超過数についても幅を持って3通りのケースを設定している（第1-2-1表）。

第1-2-1表 将来推計人口の前提

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年 (実績)	2070年	2020年 (実績)	2070年	2016~2019年 (実績の平均)	~2040年 入国超過数(一定)
1.33	高位: 1.64 中位: 1.36 低位: 1.13	{ 男性: 81.58 女性: 87.72	高位 (余命の伸び小) { 84.56 90.59 中位 { 85.89 91.94 低位 (余命の伸び大) { 87.22 93.27	16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人
※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定					

(2) 労働力の前提

独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が令和6(2024)年3月に公表した「労働力需給の推計」を用いている。この推計では、経済成長や労働参加について3つのシナリオが設定されている。

「成長実現・労働参加進展シナリオ」は、各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオである。内閣府「中長期の経済財政に関する試算」

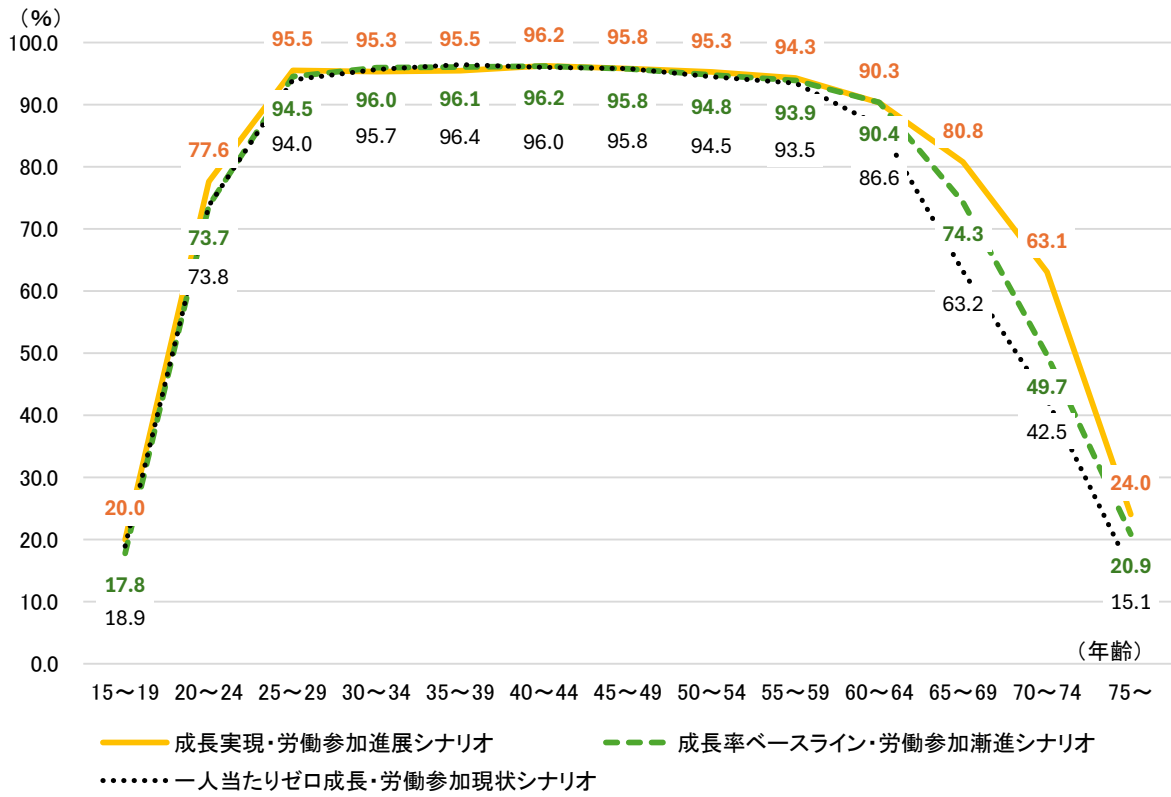
(令和6(2024)年1月)(以下「中長期試算」という。)の「成長実現ケース」を踏まえ、実質2%程度の経済成長を見込んでいる。女性や高齢者の労働参加が大きく進み、労働力率や就業率は、令和22(2040)年に向けて、女性の20歳台～50歳台で90%前後、男性の60歳台で80%以上まで上昇する見通しとなっている。

「成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ」は、各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオである。中長期試算の「ベースラインケース」を踏まえ、今後10年間で実質経済成長率は0.4%程度まで緩やかに低下することを見込んでいる。各種の政策効果について、「成長実現・労働参加進展シナリオ」の半分程度の影響を見込むシナリオである。

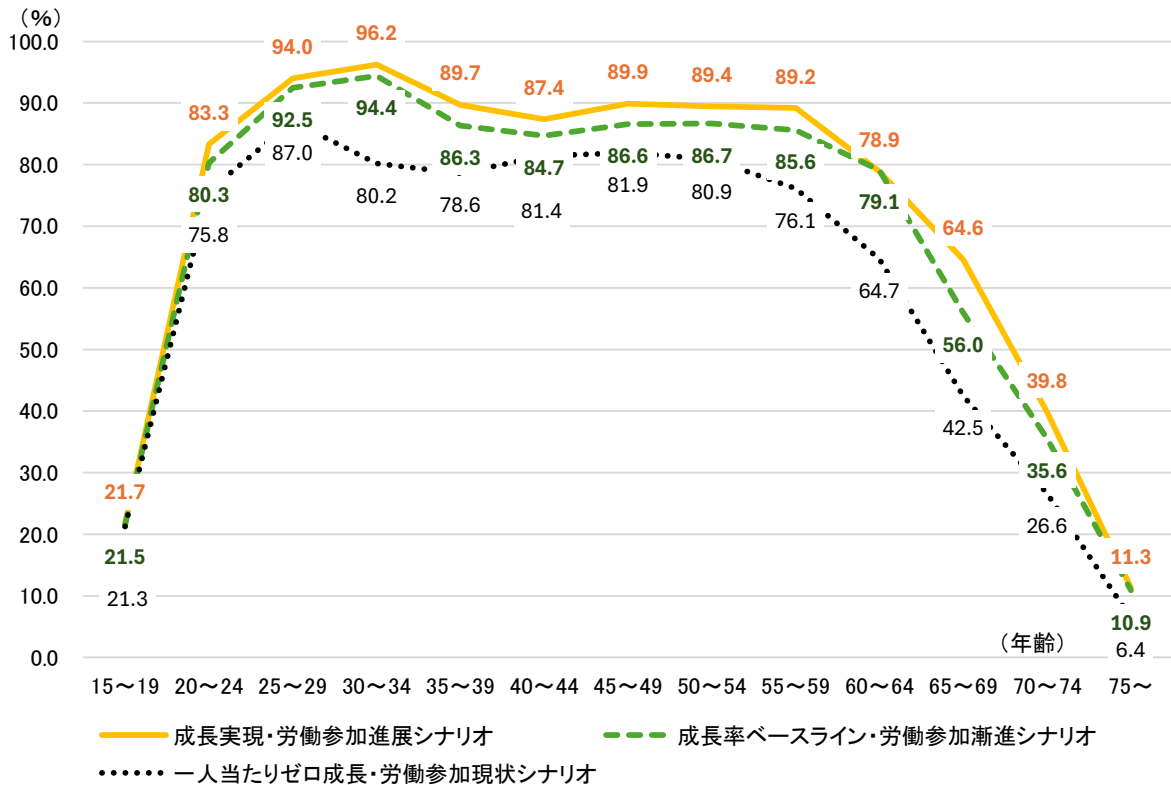
「一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ」は、人口一人当たりの実質経済成長率がゼロ(国内経済全体ではマイナス)となる経済状況を想定し、労働参加が現状(令和4(2022)年)から進まないシナリオである。

財政検証における労働力の前提は、これら3つのシナリオによる推計結果を用いている。「労働力需給の推計」における各シナリオの令和22(2040)年の性・年齢階級別の労働力率は第1-2-2図のとおりである。なお、「労働力需給の推計」の推計期間は令和22(2040)年までであるため、それ以降は性(女性についてはさらに有配偶、無配偶別)・年齢階級別の労働力率や就業率について令和22(2040)年の数値で一定としている。

第1-2-2図 労働力率の前提
労働力率の将来推計
<男性、2040年>



<女性、2040年>



(3) 経済の前提

経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置し、約1年半、9回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（令和6（2024）年4月12日）に基づき、幅の広い4ケースの前提が設定された。

① 短期の経済前提（令和15（2033）年度までの前提）

令和15（2033）年度以前の経済前提は、中長期試算における「成長実現ケース」、「参考ケース」、「ベースラインケース」にそれぞれ準拠して設定された。

「成長実現ケース」は、全要素生産性（TFP）上昇率がデフレ状況に入る前の期間の平均（1.4%程度）まで高まるシナリオであり、実質経済成長率は中長期的に2%程度で推移する姿となっている。

「参考ケース」は、全要素生産性（TFP）上昇率を過去40年の平均（1.1%程度）とした場合のシナリオであり、実質経済成長率は2020年代後半に1%台半ば程度に到達する姿となっている。

「ベースラインケース」は、全要素生産性（TFP）上昇率が直近の景気循環の平均並み（0.5%程度）で将来にわたって推移するシナリオであり、実質経済成長率は中長期的に0%台半ばで推移する姿となっている。

② 長期の経済前提（令和16（2034）年度以降の前提）

令和16（2034）年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告に基づき、幅の広い4ケースの前提が設定された。

このうち、高成長実現ケースは中長期試算における成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケースは参考ケース、過去30年投影ケース及び1人当たりゼロ成長ケースはベースラインケースにそれぞれ接続するものとして設定されている。

長期の経済前提の設定にあたっては、年金財政に大きく影響を与える「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り（スプレッド）」について、成長経済学分野で標準的に用いられるコブ・ダグラス型生産関数による経済モデルを用いたマクロ経済に関する試算等に基づき設定されている。技術革新等による生産性の向上である全要素生産性（TFP）上昇率や労働投入量についてシナリオを設定し、実質経済成長率、労働生産性上昇率や利潤率等が推計されている。

全要素生産性（TFP）上昇率は、経済財政諮問会議において内閣府が示した令和42(2060)年度までのマクロ経済・財政・社会保障の試算（長期推計）の仮定や過去の実績を踏まえ、1.4%～0.2%の範囲で設定している。ここで、

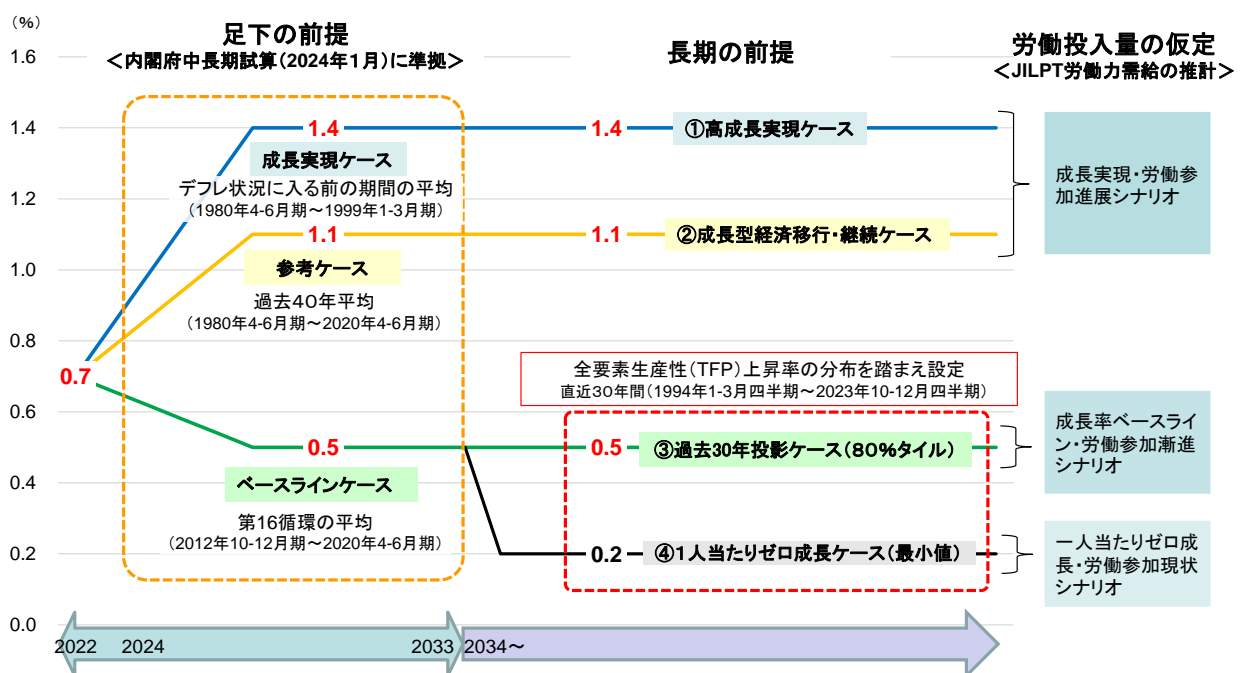
- ・ 高成長実現ケースの1.4%は、デフレ状況前の期間(1980～1999年)の平均
- ・ 成長型経済移行・継続ケースの1.1%は、過去40年(1980～2020年)の平均
- ・ 過去30年投影ケースの0.5%は、過去30年の分布の80%タイル値
- ・ 1人当たりゼロ成長ケースの0.2%は、過去の実績の最小値

となっている（第1-2-3図及び第1-2-4図）。

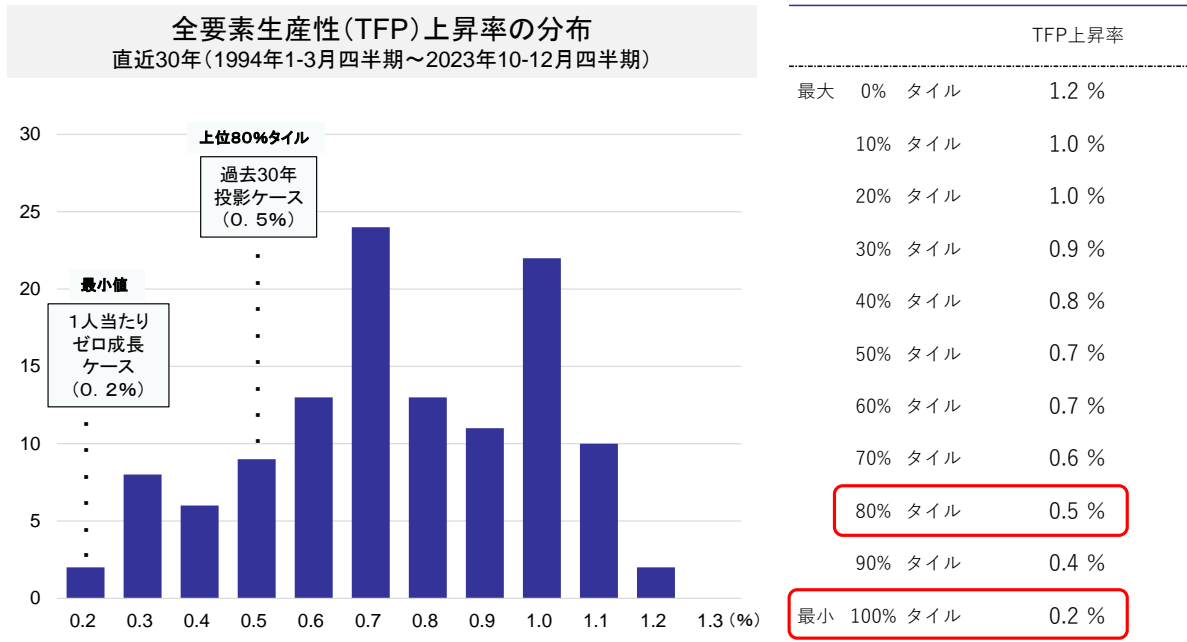
また、労働参加については、高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースは前述の労働参加進展シナリオ、過去30年投影ケースは労働参加漸進シナリオ、1人当たりゼロ成長ケースは労働参加現状シナリオを仮定している。

これらの前提により計算された実質経済成長率は、令和16(2034)年度以降30年間の平均で1.6%～▲0.7%と幅広いものとなっている。

第1-2-3図 全要素生産性(TFP)上昇率等の設定のイメージ



第1-2-4図 全要素生産性(TFP)上昇率の実績分布
(1994年1-3月四半期～2023年10-12月四半期)



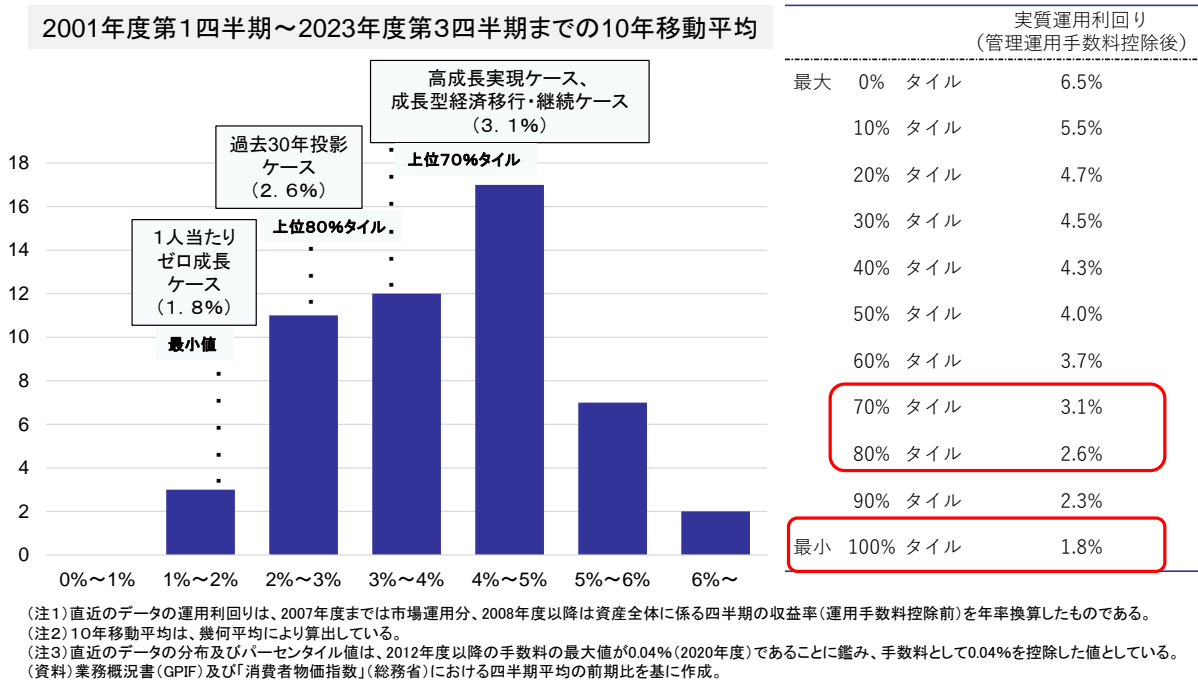
(出所) 内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」2023年10-12月四半期別GDP速報(1次速報値)ベース

実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇に伴い実質賃金も上昇するという考え方にに基づき、労働生産性上昇率を基礎として設定されている。

実質運用利回り(対物価)は、GPIF発足以降の運用実績を基礎として、経済モデルで推計された資本の利潤率の変化を織り込み設定されている。また、基礎として用いるGPIFの実績は、保守的に設定するという考え方から平成13(2001)年度以降の実績の10年移動平均の70%タイル値以下で設定されている(第1-2-5図)。なお、賃金上昇率を上回る運用利回り(スプレッド)は、実質運用利回りを算出した後に実質賃金上昇率を控除して設定される。

このようにして設定された長期の経済前提をまとめたものが第1-2-6表である。前回の財政検証と比べて、ケースの数は6ケースから4ケースに簡素化されているが、ケース設定の基軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は前回よりも幅広く設定されるなど、将来の経済の姿を幅広く想定するものとなっている。

第1-2-5図 GPIFの実質運用利回り（対物価）（10年移動平均）の分布
（2001年度第1四半期～2023年度第3四半期）



第1-2-6表 長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>				参考(推計結果)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%	2.3%
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%	1.8%
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%

(4) その他の前提

財政検証においては、人口、労働力、経済以外にも、有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提が設定されている。これらは被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定している。このうち、国民年金保険料の納付率(過年度保険料の納付分を含めた最終納付率)については、令和8(2026)年度以降85%と設定している。

2. 所得代替率の将来見通し

(1) 厚生年金の給付水準を測る公的年金の所得代替率

厚生年金の給付水準を測る基準として用いられる公的年金の所得代替率は、現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率によって表される。分母の厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、令和6(2024)年度の手取り賃金の平均は37.0万円となる。この賃金水準で計算される令和6(2024)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額は、夫婦2人の基礎年金13.4万円と報酬比例年金9.2万円を合わせて22.6万円となり、現役世代の手取り賃金に対する比率である所得代替率は61.2%となっている。これが、令和6(2024)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、分子の新規裁定時の年金額は原則として分母の手取り賃金の伸び率でスライドし分母、分子が同じ伸び率で伸びることとなるため、所得代替率は変動しない。

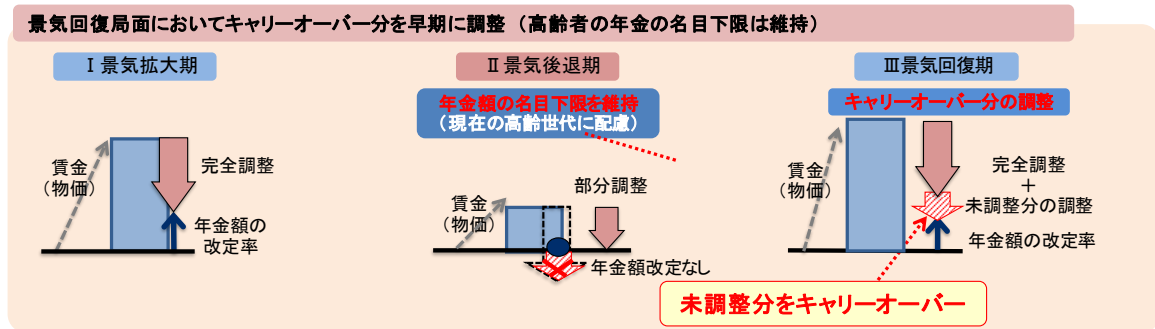
マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、所得代替率が低下することとなるが、マクロ経済スライドの仕組みが導入される平成16(2004)年改正前において、平成12(2000)年度から平成14(2002)年度の3年間は、前年の消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を据え置く特例措置を講じており、この特例措置による嵩上げ分は賃金や物価が上昇する場合に解消することとし、解消されるまでの間、マクロ経済スライド調整は行われなかったこととされた。しかしながら、平成16(2004)年改正以降、デフレ経済の下で特例水準の解消が進まず、平成24(2012)年の社会保障・税一体改革により、平成25(2013)年10月から特例水準を3年かけて段階的に解消することが決まり、その結果、初めてマクロ経済スライド調整が発動したのは平成27(2015)年4月であった。このように、平成16(2004)年改正で導入されたマクロ経済スライドは、デフレ経済の下で平成26(2014)年度まで発動することがなく、所得代替率は、むしろ上昇する結果となっていた。この所得代替率の上昇は主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金の改定が分母の賃金の低下より小さく抑えられていたために生じたものである。これは、賃金の低下が物価の低下よりも大きい経済状況において、新規裁定時の基礎年金について賃金でなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こした結果である。

その後、平成28(2016)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年

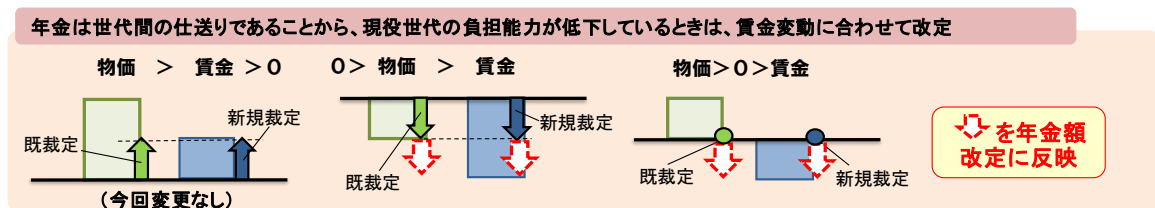
度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された（第1-2-7図）。

第1-2-7図 年金額改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

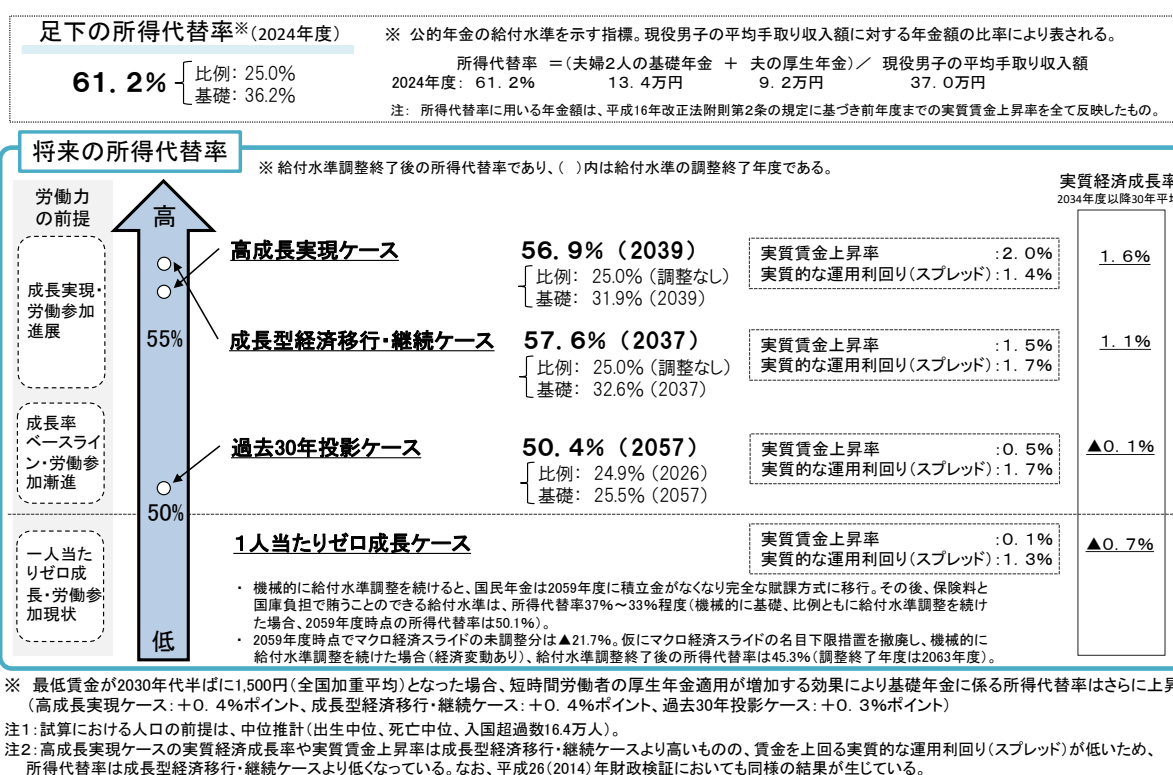


こうした見直し後の年金額改定ルールの下で、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動したこと等により、今回の財政検証における足下の所得代替率（61.2%）は、前回の財政検証における足下の所得代替率（61.7%）より 0.5%ポイント低下している。

(2) 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、概ね100年間の年金財政が均衡するところで終了する仕組みであるが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わる。第1-2-8図は、人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものである。給付水準の調整終了後は分子の新規裁定時の年金額は、分母の賃金の伸び率でスライドするため、所得代替率が維持される。

第1-2-8図 給付水準の調整終了年度と所得代替率の見通し



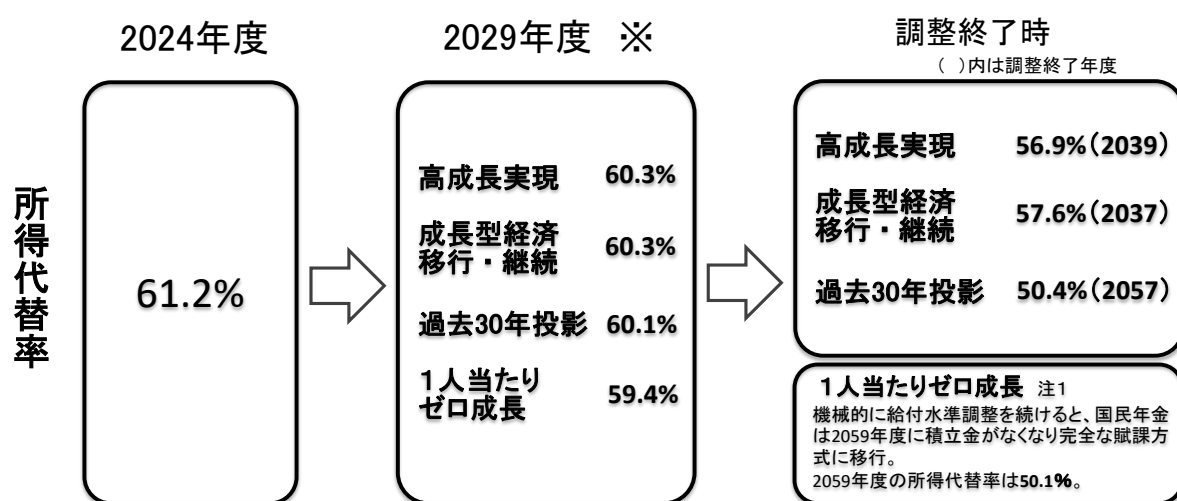
マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の所得代替率をみると、経済成長の高い方から2つのケースである高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケースについてはそれぞれ56.9%、57.6%となっており、50%を大きく上回っている。また、過去30年投影ケースにおいても50.4%と、将来にわたり50%を上回る水準となっている。

一方、1人当たりゼロ成長ケースでは、令和41(2059)年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行せざるを得なくなる見通しとなっている。その後、保険料と国庫負担だけで賄うことのできる水準は37%~33%程度である。1人当たりゼロ成長ケースでこのような結果となるのは、物価や賃金の上昇率が低いこ

とによりマクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないためである。国民年金の積立金がなくなる令和 41(2059)年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は21.7%となっており、その結果、給付水準が高止まりすることで、積立金が枯渇する結果となる。したがって、仮に名目下限措置（賃金や物価の上昇分を超えてマクロ経済スライドによる給付水準調整を行わないこととする仕組み）を撤廃し、マクロ経済スライドによる調整が機能すれば、令和 45(2063)年度に調整を終了し、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%となる見通しとなっている。

なお、平成 16(2004)年改正法附則の規定では、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回の財政検証においては、5年後の令和 11(2029)年度の所得代替率の見通しは60.3~59.4%となっており、50%を下回る見込みとはなっていないため、この規定に該当するものではない（第1-2-9図）。

第1-2-9図 令和6(2024)年財政検証結果の概略
（5年後(2029年度)及び調整終了後の所得代替率）



※ 平成16年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とことされているが、5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%~59.4%となっている。

注1: 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%~33%程度。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

(3) 人口の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

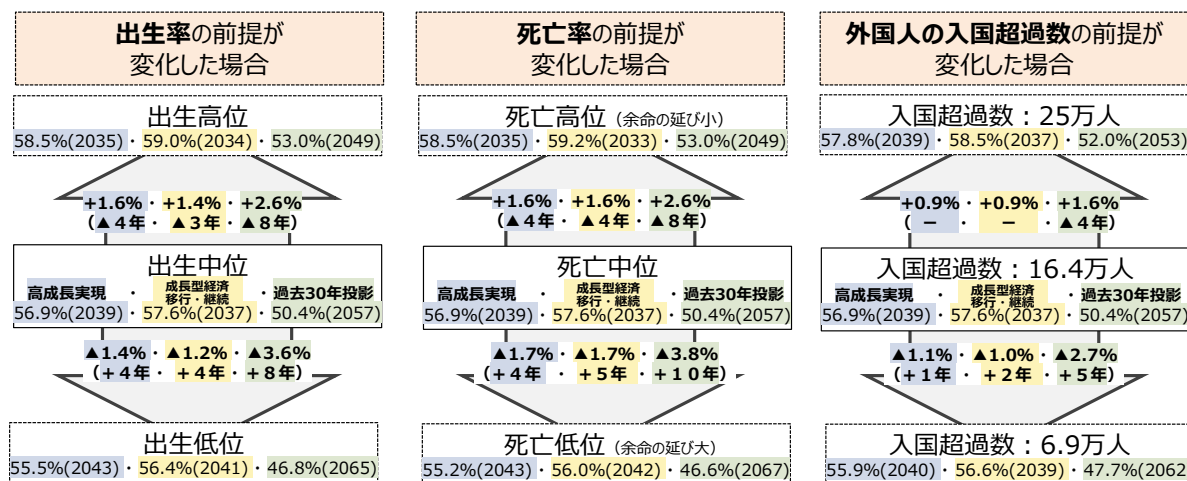
将来の人口に影響を与える3つの要素である出生率、死亡率、外国人の入国超過数について、それぞれの要素が変動した場合に将来の所得代替率にどのような影響があるかを示したものが、第1-2-10図である。

いずれの要素も高位になれば所得代替率は上昇し、低位になれば低下するが、実質1%以上の成長を仮定した高成長実現ケースや成長型経済移行・継続ケースでは、低位になったとしても55%を超える所得代替率を確保できる見通しとなっている。一方、実質ゼロ成長を仮定した過去30年投影ケースでは、低位になればいずれの要素も50%を下回り46~47%台となる見通しとなっている。

なお、これらの要素について、直近の実績をみると、出生率の実績は中位の仮定値を下回っているが、死亡率や外国人の入国超過数の実績は中位の仮定値を上回っている。年金財政との関係で言えば、出生率はマイナスの方向に動いているが、死亡率と外国人の入国超過数はプラスの方向に動いており、人口が変動した場合の影響は総合的に捉える必要がある。加えて、年金制度は長期的な制度であるから、長期的な趨勢を見極めつつ、その推移を注視していくことが重要である。

第1-2-10図 人口の前提が変化した場合の影響

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したもの。()内は給付水準の調整終了年度



	合計特殊出生率		平均寿命			外国人の入国超過数	
将来の仮定	2020年 1.33	2070年 高位: 1.64 中位: 1.36 低位: 1.13	2020年 男性: 81.58 女性: 87.72	2070年 高位 (余命の伸び小) 84.56 中位 85.89 低位 (余命の伸び大) 87.22 93.27		~2040年 (一定) 25万人 16.4万人 6.9万人 ※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定	
直近の実績	2022年 1.26 (1.25) 2023年 1.20 (1.23) ※ () 内は中位の仮定値		2022年 男性: 81.05 女性: 87.09	81.27 87.34 ※ () 内は中位の仮定値		2022年 19.1万人 (16.4万人) 2023年 24.0万人 (16.4万人) ※ () 内は仮定値	

(4) 前回の財政検証における見通しとの比較

今回の財政検証における所得代替率の見通しは、前回の財政検証と比べて改善していることが確認できる。例えば、今回の財政検証と前回の財政検証で実質経済成長率が概ね同水準であるケースでマクロ経済スライド調整終了後の所得代替率の見通しを比較すると、

- ・実質1%程度の成長が続くことを仮定した「成長型経済移行・継続ケース」(実質1.1%成長)では57.6%と、前回の「ケースⅠ」(実質0.9%成長)の51.9%と比べて5～6ポイント上昇
- ・実質ゼロ成長が続くことを仮定した「過去30年投影ケース」(実質▲0.1%成長)でも50.4%と、前回の「ケースⅤ」(実質0.0%成長)の44.5%と比べて6ポイント程度上昇

と、いずれも改善が見られる(第1-2-11図)。

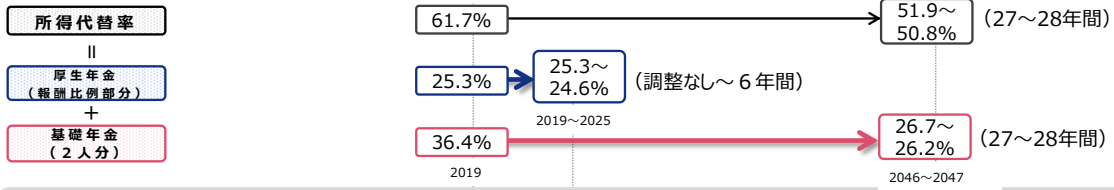
このように所得代替率の見通しが改善したのには、大きく2つの要因がある。1つは女性や高齢者の労働参加が想定を超えて進展し、保険料を納める被保険者が大きく増加したためである。もう1つは、想定を上回る積立金運用の結果、将来の給付に充てる積立金が大きく増加したためである。これを定量的に確認するため、前回の財政検証における令和5(2023)年度の見通しと今回の財政検証の足下の実績として使用した令和5(2023)年度の実績見込みを比較したものが表1-2-12表である。

被保険者数を比較すると、女性や高齢者の労働参加の進展により、厚生年金の被保険者数は前回の見通し4,425万人より約260万人増加し4,683万人となり、第3号被保険者は前回の見通し762万人より約60万人減少し701万人となっている。その結果、保険料収入の増加により収支状況も改善しており、運用収入を除いた収支差引残は、前回の財政検証では1.5兆円の赤字と見込んでいたが、実際には0.3兆円の黒字に転換し、足下では積立金を活用しなくとも保険料と国庫のみで支出を賄うことができる状況となっている。さらに、積立金運用が好調であった結果、令和5(2023)年度末の積立金は、前回の見通し221兆円を約70兆円上回り291兆円に達している。これらの要素を今回の財政検証に反映させた結果、前回より所得代替率が改善したものである。

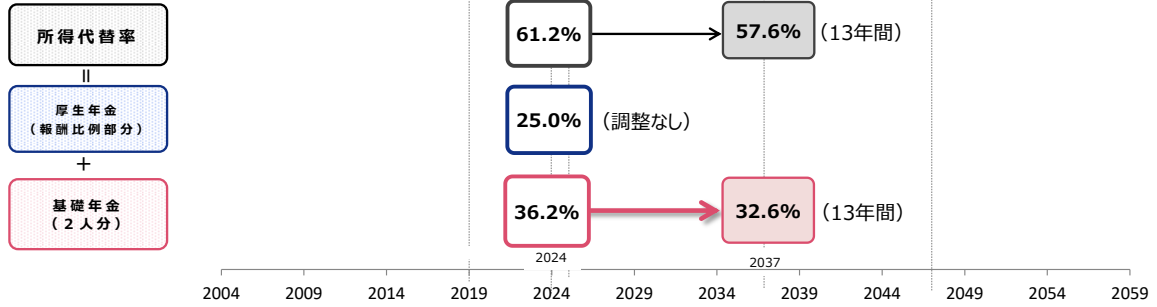
第 1 - 2 - 11 図 所得代替率の見通しの変化
 (令和元(2019)年財政検証 ⇒ 令和6(2024)年財政検証)

【成長型経済移行・継続ケース】

《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅠ～Ⅲ】

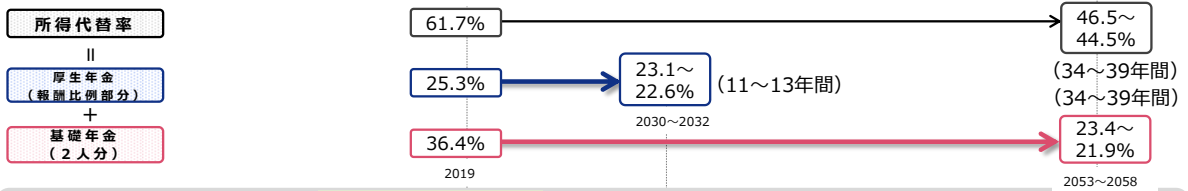


《令和6(2024)年財政検証》【成長型経済移行・継続ケース】

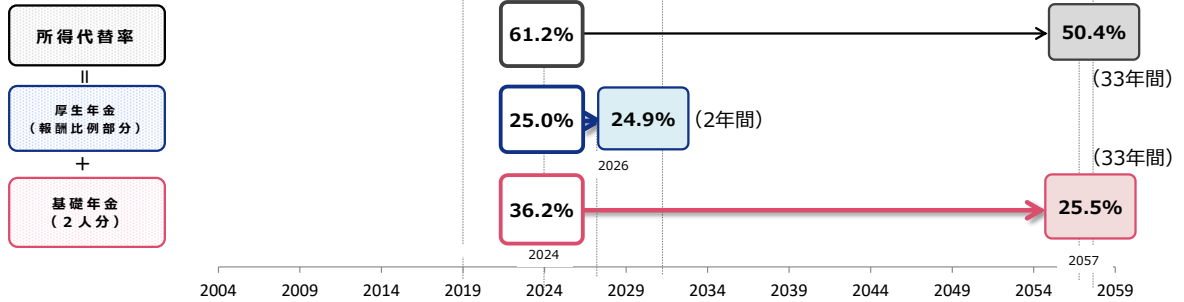


【過去30年投影ケース】

《令和元(2019)年財政検証》【ケースⅣ・Ⅴ】



《令和6(2024)年財政検証》【過去30年投影ケース】



第 1 - 2 - 12 表 社会経済状況の変化
(令和元(2019)年財政検証 ⇒ 令和 6 (2024)年財政検証)

< 足下(2023年度)の財政状況 >

要素	社会経済の変化			年金財政への影響		
被保険者数	厚生年金被保険者	前回検証の見通し 4,425万人	⇒	実績見込み 4,683万人	プラス	
	第3号被保険者	762万人	⇒	701万人		※支え手の増加 被扶養者の減少
収支差引残(運用収入除く)	厚生年金+国民年金:	▲1.5兆円	⇒	0.3兆円	※赤字脱却	プラス
積立金残高(年度末)	厚生年金+国民年金:	221兆円	⇒	291兆円	※約70兆円増	プラス

(注) 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

< 将来の仮定 > … 実績の趨勢等を踏まえ見直し

要素	社会経済の変化				年金財政への影響							
人口(中位推計) ※日本の将来推計人口 (R5.4 国立社会保障人口問題研究所)	合計特殊出生率の仮定(2070)	前回 1.44	⇒	今回 1.36	限定的							
	外国人の入国超過数の仮定	7万人	⇒	16万人(/年)								
	高齢化率の見通し	38.4% (2065)	⇒	38.7% (2070)								
労働力 ※労働力需給の推計 (R6.3(独)労働政策研究・研修機構)	労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス							
	前回(2040)	今回(2040)	前回(2040)	今回(2040)								
経済 ※年金財政における 経済前提に関する 専門委員会 (R6.4検討結果の 報告)	就業者数	6,024万人	⇒	6,734万人	就業者数	5,644万人	⇒	6,375万人	成長型経済 移行・継続	過去30年 投影		
	就業率(15歳~)	60.9%	⇒	66.4%	就業率(15歳~)	57.0%	⇒	62.9%				
	実質賃金上昇率 【長期の前提】	1.1%	⇒	1.5%	実質賃金上昇率 【長期の前提】	1.1%	⇒	0.5%			プラス	マイナス
	実質的な運用利回り (対賃金) 【長期の前提】	1.7%	⇒	1.7%	実質的な運用利回り (対賃金) 【長期の前提】	1.7%	⇒	1.7%			—	—

このように所得代替率の見通しは前回の財政検証と比べ改善しているが、1階の基礎年金と2階の報酬比例部分の調整終了年度をみると、大きく乖離しており、基礎年金の調整期間が長期化し、その水準が大きく低下していくことが見込まれている。

例えば、成長型経済移行・継続ケースでは、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整は令和7(2025)年度以降不要となる一方、基礎年金は令和19(2037)年度まで調整が続き、基礎年金のみの調整が13年間続く見通しとなっている。過去30年投影ケースにおいても、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整は令和8(2026)年度に終了する一方、基礎年金は令和39(2057)年度まで調整が続き、基礎年金のみの調整が31年間続く見通しとなっている。

こうした基礎年金の調整期間の長期化は、前回の財政検証においても確認されていた結果であり、引き続き基礎年金の水準低下が課題となっている。

3. 年金額の将来見通し

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の手取り賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

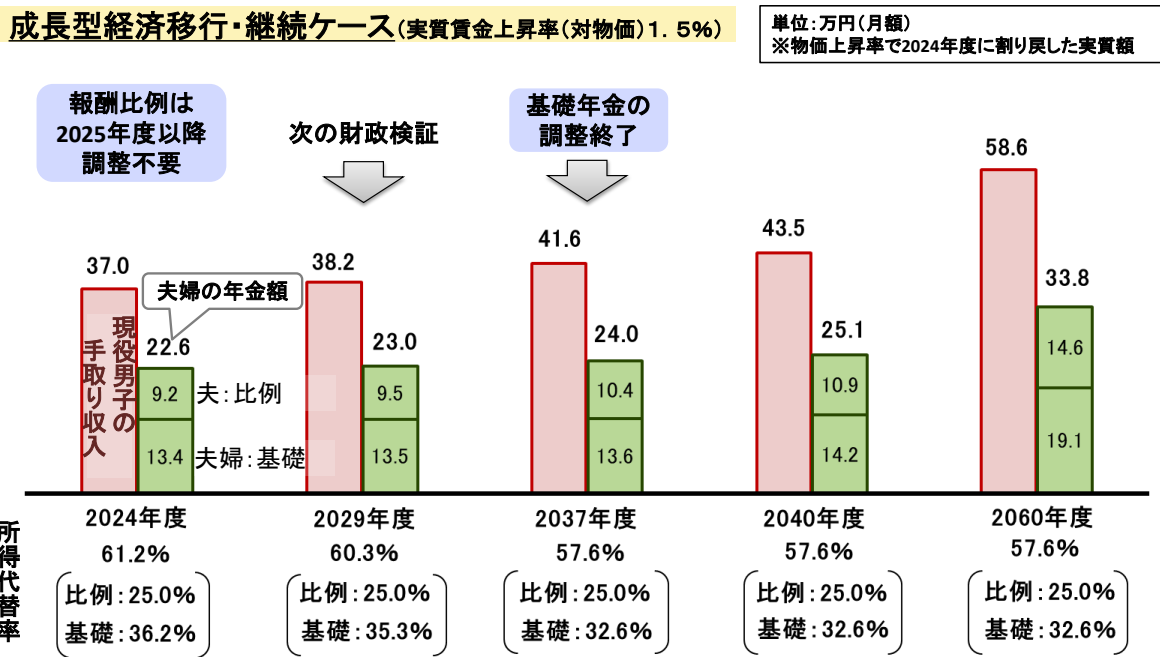
したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

新規裁定時の年金額について、購買力でみた実質額の将来見通しを、「成長型経済移行・継続ケース」及び「過去30年投影ケース」について示したものが、それぞれ第1-2-13図、第1-2-14図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を、物価上昇率を用いて現在価値に割り引くことで計算される。

第1-2-13図 年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：成長型経済移行・継続ケース



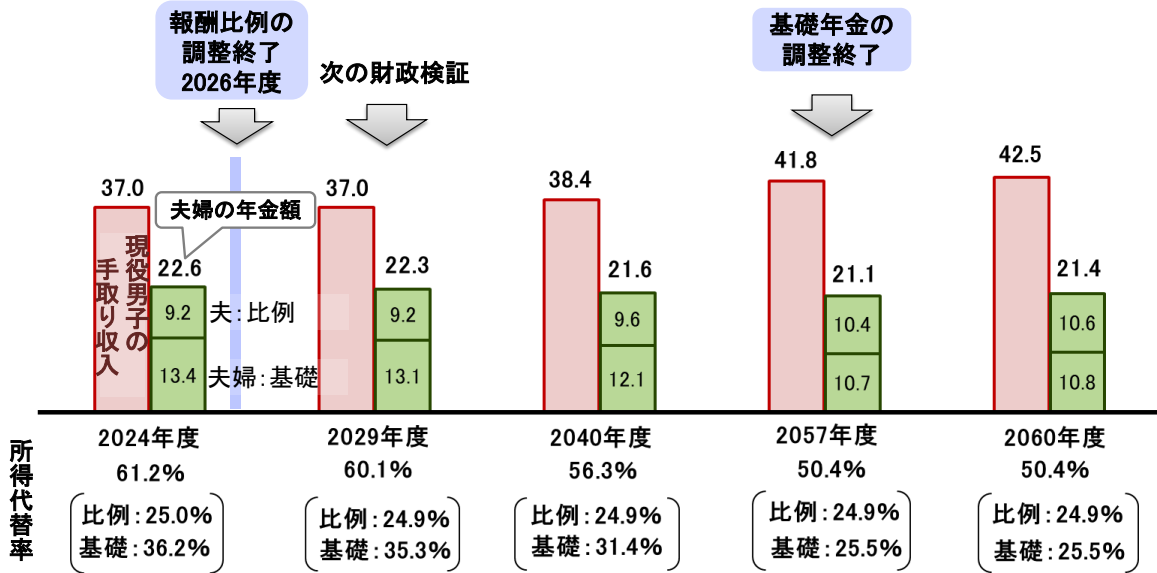
※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率を用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。
※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

第1-2-14図 年金額の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：過去30年投影ケース

過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。
※試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数164万人）。

成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が1.5%と高いため、実質賃金の上昇に伴い、年金の実質額も上昇している。内訳をみると、報酬比例部分はマクロ経済スライドによる給付水準調整が不要であるため、実質賃金の伸びと等しく伸びている。一方、基礎年金はマクロ経済スライドによる給付水準調整が令和19(2037)年度まで続くため、この期間における伸びは実質賃金より抑えられるが、足下で13.4万円（夫婦2人分）である基礎年金の実質額は調整が終了する令和19(2037)年度には13.6万円に増加する見通しである。

過去30年投影ケースでは、実質賃金上昇率が0.5%と低いため、給付水準調整期間中は、年金の実質額は低下する見通しとなっている。報酬比例部分は給付水準調整が令和8(2026)年度に終了するため、その後、実質賃金の伸びと等しく上昇する見通しであるが、基礎年金は調整が終了する令和39(2057)年度には、夫婦2人で10.7万円、1人当たり5.3万円まで低下する見通しとなっている。このケースでは、賃金に対する相対的な水準を示す所得代替率が低下するだけでなく、購買力を示す実質額でも基礎年金は低下しており、実質年金額でも基礎年金の水準低下が課題であることが確認されている。

なお、年金を受給し始めた年以降の年金額（既裁定年金）は、原則として物価スライドにより年金の購買力を維持する仕組みであるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間中は、物価スライドを抑制することとなるため、いずれの経済前提においても年金の購買力は低下していくことになる。

4. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

厚生年金の保険料は1階部分、2階部分を合わせて賃金に比例した保険料負担となっているのに対し、1階部分の基礎年金は賃金に比例しない定額給付である。この仕組みにより厚生年金には所得再分配の機能が内在しており、低所得者にとって保険料負担の割に多くの年金を受け取れる仕組みとなっている。

このため、賃金水準が低ければ年金額自体は低くなるものの、賃金水準との対比で示される所得代替率は高くなる。

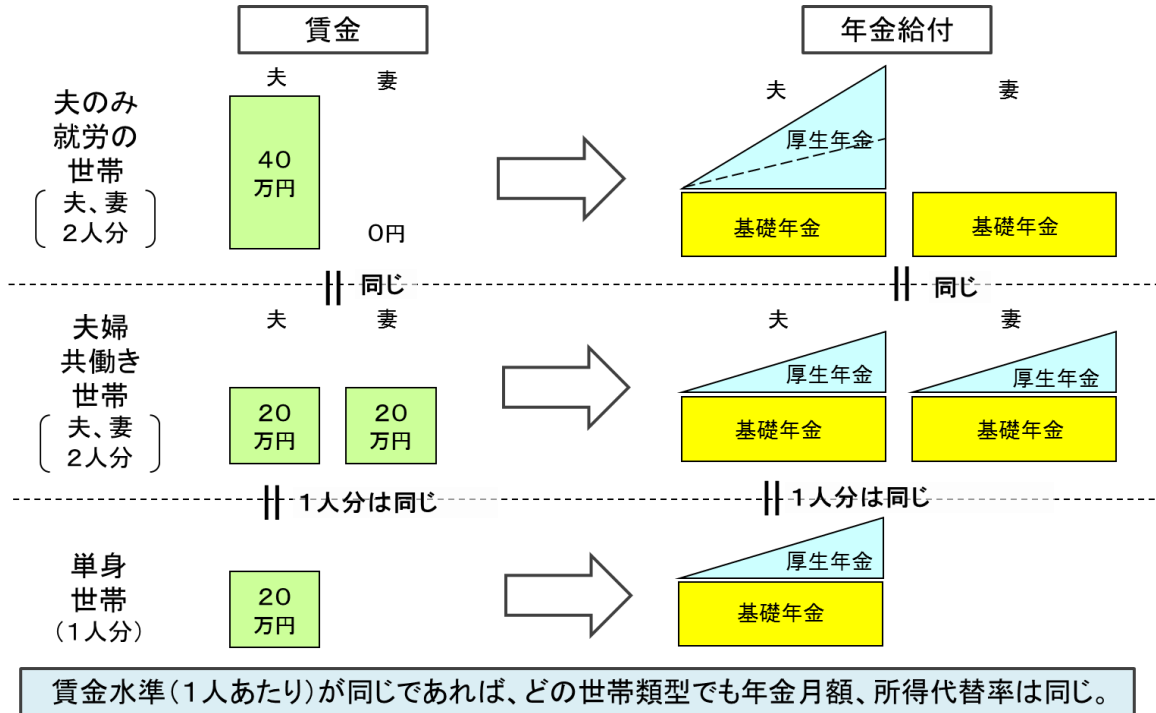
次に、被用者世帯における片働き世帯と共働き世帯を比べると、夫婦2人の合計賃金と同じであれば、基礎年金は同じ2人分、報酬比例年金も同じ賃金水準の報酬比例年金となるため、夫婦2人の合計年金額は同じとなり、その結果、所得代替率も同じとなる。また、単身世帯と比較しても夫婦1人当たりの賃金と単身者の賃金と同じであれば、同様に1人分の年金額も所得代替率も同じとなる構造である（第1-2-15図）。

このように、年金額や所得代替率は、加入期間や世帯1人当たり賃金水準が同じであれば、どのような世帯構造であっても世帯1人当たりでみた年金額や所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。

すなわち、厚生年金に適用される被用者世帯を考えた場合、40年加入を前提とすると年金額や所得代替率は、賃金水準によって定まることとなる。そこで、世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第1-2-16図から第1-2-18図である。

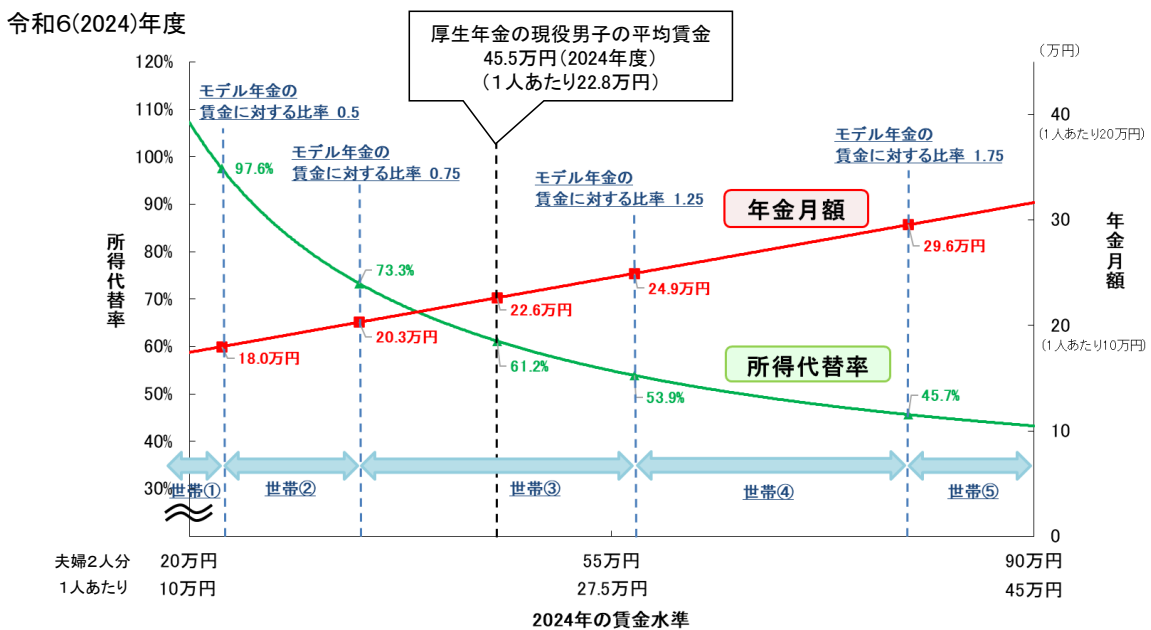
第1-2-15図 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



第1-2-16図 賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 < 現在(令和6(2024)年度) >

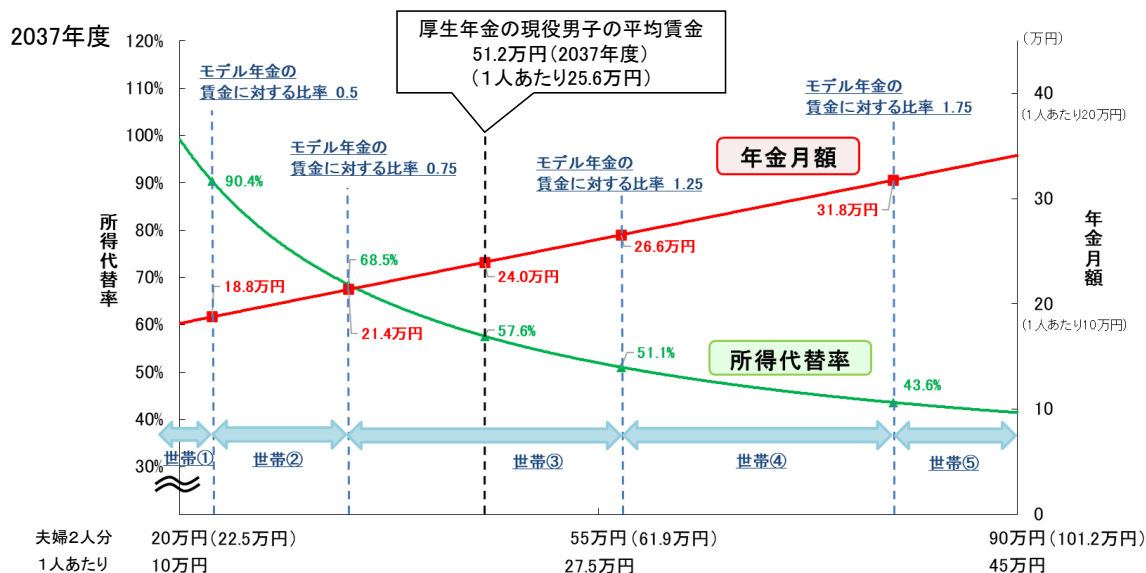
- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5、0.75、1.25、1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



注1: 年金月額は、新規裁定者の水準であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

第1-2-17図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率 <成長型経済移行・継続ケース 令和19(2037)年度（人口中位推計）>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

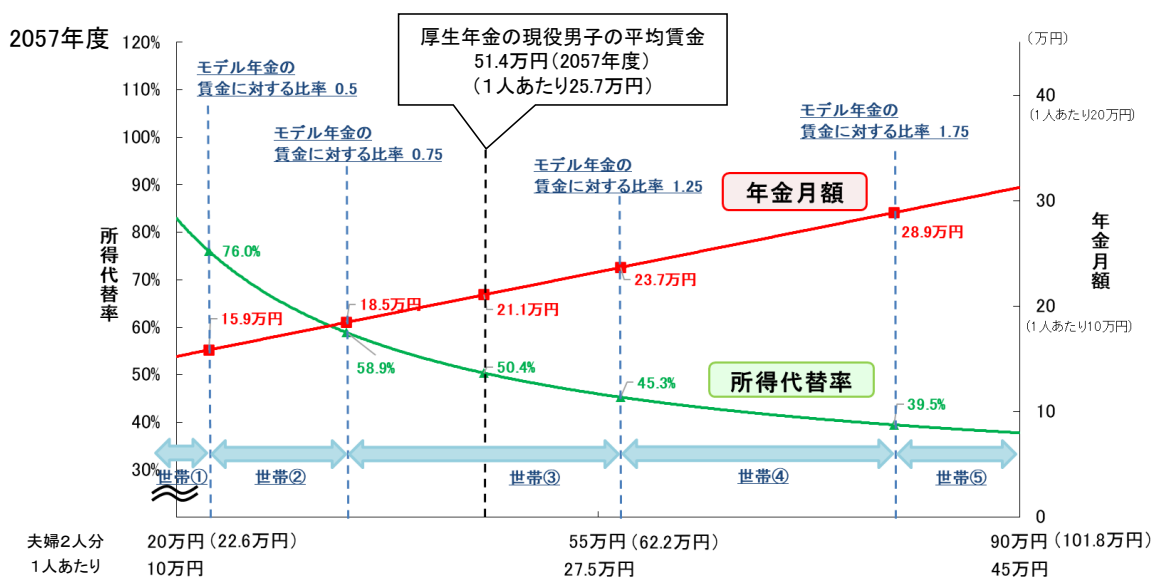


2024年の賃金水準(2037年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: 2037年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

第1-2-18図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率 <過去30年投影ケース 令和39(2057)年度（人口中位推計）>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率が0.5, 0.75, 1.25, 1.75の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



2024年の賃金水準(2057年の賃金水準)

注1: マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
 注2: 2057年の賃金水準の賃金は、物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額である。
 注3: どの賃金水準も、可処分所得割合を0.813として所得代替率を計算している。

5. 年金財政の将来見通し

(1) 被保険者数の見通し

被保険者数の見通しは、将来の保険料収入や年金給付を算出するための基礎となる重要な見通しである。人口や労働力の見通しを基礎として、就業者に占める雇用者の割合や短時間労働者の労働時間分布の変化等も織り込み、幅を持って推計される。

人口の前提が中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）の場合の被保険者数の将来見通しを示したものが、第 1－2－19 表から第 1－2－21 表である。このうち、労働参加進展シナリオにおける見通し（第 1－2－19 表）では、令和 6（2024）年度で 6,740 万人である公的年金被保険者数は、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、令和 22（2040）年度には 6 千万人を割り 5,940 万人、令和 42（2060）年度には 5 千万人を割り 4,790 万人になるものと見込まれている。その他のシナリオにおける将来の公的年金被保険者数は、労働参加進展シナリオと比べ少なくなる見通しとなっている。

マクロ経済スライドによる給付調整は、公的年金被保険者数の減少率（4 年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均））に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率（表中②の欄）を基礎として行われる。

第 1－2－19 表 公的年金被保険者数の将来見通し（令和 6（2024）年財政検証）
人口：中位推計、労働：労働参加進展シナリオ

年度	公的年金被保険者計 百万人	第 1 号被保険者 百万人	厚生年金被保険者			第 3 号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ① %	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ② %
			合計 百万人	第 1 号厚生年金 百万人	第 2 号～第 4 号厚生年金 百万人	合計 百万人	第 1 号厚生年金 百万人	第 2 号～第 4 号厚生年金 百万人		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.4	42.8	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.1	12.8	47.7	43.2	4.6	6.5	5.8	0.6	-0.1	-0.4
2026	66.8	12.5	48.0	43.4	4.6	6.3	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.5	12.2	48.2	43.7	4.5	6.1	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.1	11.9	48.4	43.9	4.5	5.9	5.3	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.8	11.6	48.6	44.1	4.5	5.6	5.1	0.6	-0.4	-0.7
2030	65.4	11.3	48.7	44.2	4.5	5.4	4.9	0.5	-0.5	-0.8
2035	62.7	9.9	48.4	44.1	4.3	4.4	4.0	0.5	-0.8	-1.1
2040	59.4	8.6	47.1	43.0	4.1	3.7	3.3	0.4	-1.0	-1.3
2050	52.5	7.7	41.4	37.6	3.8	3.4	3.0	0.4	-1.2	-1.5
2060	47.9	7.1	37.7	34.2	3.5	3.0	2.7	0.3	-0.9	-1.2
2070	43.1	6.3	34.1	30.9	3.2	2.7	2.4	0.3	-1.1	-1.4
2080	38.0	5.5	30.1	27.2	2.9	2.4	2.1	0.3	-1.3	-1.6
2090	34.0	5.0	26.8	24.2	2.6	2.2	1.9	0.2	-1.1	-1.4
2100	30.5	4.5	24.1	21.8	2.3	1.9	1.7	0.2	-1.1	-1.4
2110	26.9	3.9	21.3	19.3	2.0	1.7	1.5	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.9	3.5	18.8	17.0	1.8	1.5	1.3	0.2	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第1-2-20表 公的年金被保険者数の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計、労働：労働参加漸進シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.4	13.3	47.3	42.7	4.6	6.7	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2025	67.0	12.9	47.6	43.1	4.6	6.5	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.7	12.6	47.8	43.2	4.6	6.4	5.7	0.6	0.0	-0.3
2027	66.4	12.4	47.8	43.3	4.5	6.2	5.5	0.6	-0.2	-0.5
2028	66.0	12.2	47.8	43.3	4.5	6.0	5.4	0.6	-0.4	-0.7
2029	65.6	12.0	47.9	43.4	4.5	5.7	5.2	0.6	-0.5	-0.8
2030	65.2	11.8	47.8	43.3	4.5	5.5	5.0	0.6	-0.5	-0.8
2035	62.2	10.9	46.6	42.3	4.3	4.7	4.3	0.5	-0.9	-1.2
2040	58.7	9.9	44.6	40.4	4.1	4.2	3.8	0.5	-1.1	-1.4
2050	51.9	8.8	39.2	35.4	3.8	3.8	3.4	0.4	-1.1	-1.4
2060	47.3	8.1	35.7	32.2	3.5	3.5	3.1	0.4	-0.9	-1.2
2070	42.5	7.2	32.2	29.1	3.2	3.1	2.7	0.3	-1.1	-1.4
2080	37.5	6.3	28.5	25.6	2.9	2.7	2.4	0.3	-1.3	-1.6
2090	33.6	5.7	25.3	22.8	2.6	2.5	2.2	0.3	-1.1	-1.4
2100	30.1	5.1	22.8	20.5	2.3	2.2	1.9	0.3	-1.1	-1.4
2110	26.5	4.5	20.1	18.1	2.0	1.9	1.7	0.2	-1.3	-1.6
2120	23.6	4.0	17.8	16.0	1.8	1.7	1.5	0.2	-1.2	-1.5

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第1-2-21表 公的年金被保険者数の将来見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計、労働：労働参加現状シナリオ

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2024	67.3	13.4	47.2	42.6	4.6	6.8	6.1	0.7	-0.1	-0.4
2025	66.9	13.0	47.2	42.7	4.6	6.6	6.0	0.7	-0.1	-0.4
2026	66.5	12.9	47.0	42.5	4.6	6.6	5.9	0.7	-0.1	-0.4
2027	66.1	12.8	46.8	42.2	4.5	6.5	5.9	0.7	-0.3	-0.6
2028	65.6	12.7	46.4	41.9	4.5	6.4	5.8	0.6	-0.5	-0.8
2029	65.0	12.7	46.1	41.6	4.5	6.3	5.7	0.6	-0.6	-0.9
2030	64.5	12.6	45.7	41.2	4.5	6.2	5.6	0.6	-0.7	-1.0
2035	61.0	12.2	43.1	38.8	4.3	5.7	5.1	0.6	-1.0	-1.3
2040	57.2	11.4	40.5	36.3	4.1	5.4	4.8	0.6	-1.2	-1.5
2050	50.7	10.2	35.7	31.8	3.8	4.9	4.4	0.5	-1.1	-1.4
2060	46.3	9.4	32.5	29.0	3.5	4.4	3.9	0.5	-0.9	-1.2
2070	41.5	8.3	29.2	26.1	3.2	3.9	3.5	0.5	-1.1	-1.4
2080	36.6	7.3	25.8	23.0	2.9	3.5	3.1	0.4	-1.3	-1.6
2090	32.8	6.6	23.0	20.5	2.6	3.2	2.8	0.4	-1.0	-1.3
2100	29.4	5.9	20.7	18.4	2.3	2.8	2.5	0.3	-1.1	-1.4
2110	25.9	5.2	18.3	16.2	2.0	2.5	2.2	0.3	-1.3	-1.6
2120	23.0	4.6	16.2	14.4	1.8	2.2	2.0	0.3	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(2) 厚生年金・国民年金の財政見通し

財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況について、概ね 100 年間にわたる推計を行ったものである。今回の財政検証では令和 102(2120)年度までの期間について推計しており、令和 102(2120)年度始の積立金が令和 102(2120)年度支出の 1 年分となるようにマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われている。

人口の前提が中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）、経済の前提が「成長型経済移行・継続ケース」又は「過去 30 年投影ケース」である場合における厚生年金、国民年金の財政見通しを示したものが、第 1-2-22 表から第 1-2-25 表である。

成長型経済移行・継続ケースにおいて、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しをみると、厚生年金では一貫して上昇していく見通しとなっている一方、国民年金では令和 22(2040)年度頃まで上昇し、その後は緩やかに低下していく見通しとなっている。これは、65 歳以上人口がピークを迎え、少子高齢化がさらに進行する令和 22(2040)年代以降において、一定の給付水準を確保することができるよう、積立金を活用し給付に充てていることを意味する。

過去 30 年投影ケースにおいて、同様に積立度合の見通しをみると、厚生年金では令和 42(2060)年度頃まで、国民年金では令和 12(2030)年度頃まで上昇し、その後は緩やかに低下していく見通しとなっている。成長型経済移行・継続ケースに比べると、積立度合の低下が早めに始まるものの、少子高齢化が進行する将来において積立金を活用し給付に充てるという構造は同様である。

第1-2-22表 厚生年金の財政見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース

年度	収入合計				支出合計				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 割合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					兆円	兆円	兆円
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%
2024	68.4	41.6	15.2	11.5	52.8	22.5	30.0	15.6	292.5	292.5	5.2	61.2	36.2	25.0	
2025	69.3	42.9	14.5	11.8	54.2	23.3	30.7	15.1	307.5	298.3	5.4	61.1	36.1	25.0	
2026	71.3	44.2	15.0	12.1	55.0	23.7	31.0	16.3	323.8	307.1	5.6	60.9	36.0	25.0	
2027	73.6	45.6	15.8	12.3	56.3	24.2	31.8	17.4	341.2	319.5	5.8	60.8	35.8	25.0	
2028	76.1	46.9	16.6	12.6	57.6	24.8	32.6	18.5	359.7	330.9	5.9	60.5	35.5	25.0	
2029	78.7	48.3	17.5	12.8	59.2	25.4	33.5	19.5	379.2	340.6	6.1	60.3	35.3	25.0	
2030	81.3	49.7	18.5	13.1	60.7	26.0	34.4	20.6	399.8	349.4	6.2	60.0	35.0	25.0	
2035	97.2	56.5	26.1	14.6	69.3	29.1	39.9	27.9	522.5	395.9	7.1	58.4	33.4	25.0	
2040	116.2	65.0	34.0	17.2	82.6	34.3	47.9	33.6	680.2	439.4	7.8	57.6	32.6	25.0	
2050	159.6	81.9	54.4	23.3	112.9	46.6	65.9	46.7	1083.2	494.6	9.2	57.6	32.6	25.0	
2060	220.0	105.5	83.4	31.1	152.3	62.1	89.8	67.7	1660.4	535.9	10.5	57.6	32.6	25.0	
2070	300.0	134.1	124.7	41.2	205.2	82.3	122.4	94.8	2479.2	565.6	11.6	57.6	32.6	25.0	
2080	404.0	167.6	182.2	54.2	273.4	108.3	164.6	130.6	3617.2	583.4	12.8	57.6	32.6	25.0	
2090	544.5	212.2	263.2	69.1	351.6	138.2	212.9	192.9	5227.1	595.9	14.3	57.6	32.6	25.0	
2100	743.9	269.2	387.1	87.6	447.1	175.2	271.4	296.8	7694.9	620.1	16.5	57.6	32.6	25.0	
2110	1024.7	336.3	577.0	111.4	568.7	222.8	345.3	456.1	11477.2	653.7	19.4	57.6	32.6	25.0	
2120	1435.7	422.7	872.6	140.4	716.7	280.9	435.2	719.0	17371.1	699.4	23.2	57.6	32.6	25.0	

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付（定額、加給、加算）を含む。
(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

長期の経済前提	
物価上昇率	2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.5%
運用	実質<対物価> 3.2%
利回り	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質)	1.1%
2034年度以降20~30年	(1.8%)
※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率	

所得代替率 (給付水準の調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	57.6%
2037	2037
比例	25.0%
調整なし	調整なし
基礎	32.6%
2037	2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

第1-2-23表 国民年金の財政見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース

年度	収入合計				支出合計				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 割合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					兆円	兆円	兆円
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%
2024	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.1	14.1	3.8	61.2	36.2	25.0		
2025	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.5	14.0	3.9	61.1	36.1	25.0		
2026	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.8	14.1	4.0	60.9	36.0	25.0		
2027	4.0	1.2	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	15.2	14.2	4.1	60.8	35.8	25.0		
2028	4.0	1.2	0.7	2.1	3.7	3.5	0.4	15.6	14.3	4.2	60.5	35.5	25.0		
2029	4.1	1.2	0.7	2.1	3.7	3.6	0.4	16.0	14.4	4.2	60.3	35.3	25.0		
2030	4.1	1.2	0.8	2.1	3.7	3.6	0.4	16.4	14.3	4.3	60.0	35.0	25.0		
2035	4.5	1.2	1.0	2.3	3.9	3.8	0.6	18.8	14.2	4.7	58.4	33.4	25.0		
2040	5.0	1.2	1.1	2.6	4.3	4.2	0.6	21.8	14.1	4.9	57.6	32.6	25.0		
2050	6.9	1.5	1.5	3.9	6.1	6.0	0.8	28.9	13.2	4.6	57.6	32.6	25.0		
2060	9.3	2.0	1.9	5.4	8.4	8.3	0.9	37.1	12.0	4.3	57.6	32.6	25.0		
2070	12.1	2.5	2.3	7.2	11.2	11.1	0.9	46.1	10.5	4.1	57.6	32.6	25.0		
2080	15.2	3.0	2.8	9.3	14.5	14.4	0.8	54.7	8.8	3.7	57.6	32.6	25.0		
2090	19.0	3.9	3.1	11.9	18.5	18.4	0.5	61.0	7.0	3.3	57.6	32.6	25.0		
2100	23.3	4.9	3.3	14.9	23.3	23.2	-0.0	63.9	5.2	2.7	57.6	32.6	25.0		
2110	28.2	6.1	3.0	18.9	29.4	29.3	-1.3	57.7	3.3	2.0	57.6	32.6	25.0		
2120	33.7	7.8	1.8	23.9	37.2	37.1	-3.5	33.7	1.4	1.0	57.6	32.6	25.0		

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立割合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

長期の経済前提	
物価上昇率	2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)	1.5%
運用	実質<対物価> 3.2%
利回り	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質)	1.1%
2034年度以降20~30年	(1.8%)
※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率	

所得代替率 (給付水準の調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	57.6%
2037	2037
比例	25.0%
調整なし	調整なし
基礎	32.6%
2037	2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

第1-2-24表 厚生年金の財政見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース

年度	収入合計				支出合計				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率				
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					兆円	兆円	兆円	%	%
西暦																	
2024	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2	61.2	36.2	25.0			
2025	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4	61.0	36.1	24.9			
2026	65.6	43.2	10.4	12.0	54.7	23.6	30.8	10.9	313.5	297.3	5.5	60.8	36.0	24.9			
2027	65.6	43.7	9.8	12.1	55.4	23.8	31.3	10.2	323.6	304.2	5.7	60.7	35.8	24.9			
2028	66.0	44.0	9.8	12.2	56.0	24.1	31.7	10.0	333.6	311.2	5.8	60.4	35.5	24.9			
2029	66.7	44.3	10.1	12.3	56.8	24.3	32.2	10.0	343.5	317.8	5.9	60.1	35.3	24.9			
2030	67.4	44.6	10.4	12.4	57.4	24.5	32.6	10.0	353.5	324.5	6.0	59.9	35.0	24.9			
2035	69.8	45.2	11.8	12.8	61.0	25.4	35.3	8.8	400.9	351.0	6.4	58.3	33.4	24.9			
2040	72.4	46.0	12.9	13.5	66.0	26.9	38.8	6.4	438.2	362.5	6.5	56.3	31.4	24.9			
2050	74.6	46.7	14.3	13.6	71.0	27.2	43.5	3.6	483.6	351.4	6.8	52.5	27.6	24.9			
2060	77.1	48.4	15.3	13.4	74.1	26.8	47.1	3.0	517.5	330.3	6.9	50.4	25.5	24.9			
2070	79.1	49.5	15.8	13.8	78.8	27.6	51.0	0.3	533.1	298.9	6.8	50.4	25.5	24.9			
2080	79.5	49.7	15.4	14.4	83.4	28.8	54.4	-3.9	514.7	253.6	6.2	50.4	25.5	24.9			
2090	79.1	50.7	13.6	14.7	86.0	29.5	56.3	-7.0	455.4	197.1	5.4	50.4	25.5	24.9			
2100	77.9	51.7	11.2	15.0	87.7	30.0	57.5	-9.8	372.2	141.5	4.4	50.4	25.5	24.9			
2110	74.9	52.0	7.6	15.3	89.6	30.6	58.8	-14.7	248.7	83.1	2.9	50.4	25.5	24.9			
2120	70.6	52.6	2.4	15.6	91.0	31.1	59.7	-20.4	70.6	20.7	1.0	50.4	25.5	24.9			

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用	実質<対物価> 2.2%
利回り	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質)	-0.1%
2034年度以降20~30年	(0.7%)

所得代替率 (給付水準の調整終了後)	給付水準の 調整終了年度	
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。
(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

第1-2-25表 国民年金の財政見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース

年度	収入合計				支出合計				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率				
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					兆円	兆円	兆円	%	%
西暦																	
2024	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	14.0	3.8	61.2	36.2	25.0			
2025	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	13.8	3.9	61.0	36.1	24.9			
2026	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	13.6	3.9	60.8	36.0	24.9			
2027	3.8	1.3	0.4	2.0	3.7	3.5	0.1	14.5	13.6	13.6	3.9	60.7	35.8	24.9			
2028	3.8	1.3	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.6	13.6	13.6	3.9	60.4	35.5	24.9			
2029	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.7	13.6	13.6	3.9	60.1	35.3	24.9			
2030	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.8	13.5	13.5	4.0	59.9	35.0	24.9			
2035	3.9	1.2	0.4	2.2	3.9	3.8	0.0	14.9	13.1	13.1	3.9	58.3	33.4	24.9			
2040	4.0	1.1	0.4	2.4	4.0	3.9	-0.1	14.8	12.2	12.2	3.7	56.3	31.4	24.9			
2050	4.1	1.1	0.4	2.6	4.2	4.1	-0.1	14.1	10.3	10.3	3.4	52.5	27.6	24.9			
2060	4.3	1.2	0.4	2.6	4.3	4.2	0.0	14.0	9.0	9.0	3.3	50.4	25.5	24.9			
2070	4.4	1.2	0.4	2.8	4.4	4.4	-0.0	13.9	7.8	7.8	3.1	50.4	25.5	24.9			
2080	4.5	1.2	0.4	2.9	4.6	4.5	-0.1	13.4	6.6	6.6	2.9	50.4	25.5	24.9			
2090	4.6	1.2	0.4	2.9	4.7	4.7	-0.1	12.2	5.3	5.3	2.6	50.4	25.5	24.9			
2100	4.6	1.3	0.3	3.0	4.8	4.7	-0.2	10.5	4.0	4.0	2.2	50.4	25.5	24.9			
2110	4.6	1.3	0.2	3.0	4.9	4.8	-0.3	8.1	2.7	2.7	1.7	50.4	25.5	24.9			
2120	4.6	1.3	0.1	3.1	5.0	4.9	-0.4	4.6	1.3	1.3	1.0	50.4	25.5	24.9			

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用	実質<対物価> 2.2%
利回り	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質)	-0.1%
2034年度以降20~30年	(0.7%)

所得代替率 (給付水準の調整終了後)	給付水準の 調整終了年度	
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

(3) 基礎年金の財政見通し

基礎年金の財政は、毎年度の基礎年金給付費を国民年金と厚生年金からの拠出金で賄う仕組みである。拠出金は基礎年金拠出金算定対象者数の比率で按分され、原則としてその半分が国庫負担となる。

人口の前提が中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数 16.4 万人）、経済の前提が「成長型経済移行・継続ケース」又は「過去 30 年投影ケース」である場合における基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したものが、第 1-2-26 表及び第 1-2-27 表である。

65 歳以上人口がピークを迎える令和 22(2040)年代にむけて、基礎年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加する一方で、20~59 歳人口の減少に伴い基礎年金拠出金算定対象者数が減少することにより、いずれのケースにおいても、基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの拠出金である拠出金単価（平成 16(2004)年度価格）は上昇していく見通しとなっている。その後、成長型経済移行・継続ケースにおいては、引き続き少子高齢化の進行に伴い拠出金単価は上昇していく見通しとなっているが、その一方で、過去 30 年投影ケースにおいては、令和 32(2050)年代にかけていったん低下した後、再び上昇に転じる見通しとなっている。これは、成長型経済移行・継続ケースでは、マクロ経済スライドによる給付調整が令和 19(2037)年度に終了する一方、過去 30 年投影ケースでは、令和 39(2057)年度まで継続することによるものである。

また、拠出金単価（平成 16(2004)年度価格）の保険料相当額をみると、最終的に、成長型経済移行・継続ケースでは約 28,000 円、過去 30 年投影ケースでは約 23,000 円まで上昇しており、国民年金の保険料上限の 17,000 円に比べ相当高くなっている。この差は国民年金において積立金を活用して給付水準を確保している部分であり、積立金が一定の役割を果たしていることが分かる。

第1-2-26表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計 経済：成長型経済移行・継続ケース

長期の経済前提			
物価上昇率		2.0%	
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.5%	
運用	実質<対物価>	3.2%	
利回り	スプレッド<対賃金>	1.7%	
経済成長率(実質)		1.1%	
2034年度以降20～30年		(1.8%)	
		所得代替率(給付水準の調整終了後)	給付水準の調整終了年度
		57.6%	2037
		比例	25.0%
		基礎	32.6%
			2037

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金給付費	基礎年金国庫負担	拠出金算定対象額	拠出金算定対象者数	拠出金単価(月額) (③÷④)×12	保険料相当額(月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2024	26.0	13.2	25.6 (25.6)	54.2	(39,316)	(19,658)
2025	26.7	13.6	26.2 (25.5)	53.9	(39,384)	(19,692)
2026	27.2	13.8	26.7 (25.3)	53.7	(39,368)	(19,684)
2027	27.7	14.1	27.2 (25.4)	53.3	(39,860)	(19,930)
2028	28.3	14.4	27.8 (25.6)	52.8	(40,387)	(20,193)
2029	28.9	14.7	28.4 (25.5)	52.2	(40,697)	(20,348)
2030	29.6	15.1	29.0 (25.3)	51.6	(40,914)	(20,457)
2035	32.9	16.8	32.1 (24.4)	48.1	(42,241)	(21,120)
2040	38.5	19.8	37.5 (24.2)	45.4	(44,536)	(22,268)
2050	52.6	27.2	51.0 (23.3)	40.9	(47,443)	(23,722)
2060	70.4	36.4	68.0 (22.0)	37.1	(49,324)	(24,662)
2070	93.4	48.3	90.1 (20.6)	33.1	(51,825)	(25,913)
2080	122.7	63.5	118.4 (19.1)	29.1	(54,677)	(27,338)
2090	156.6	81.0	151.3 (17.3)	26.3	(54,593)	(27,297)
2100	198.4	102.5	191.7 (15.5)	23.4	(55,095)	(27,547)
2110	252.1	130.3	243.6 (13.9)	20.6	(56,096)	(28,048)
2120	318.0	164.3	307.3 (12.4)	18.4	(55,944)	(27,972)

年度(西暦)	拠出金算定対象者数								
	計	第1号被保険者	被用者年金計			厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7	
2025	53.9	6.1	41.3	6.5	37.1	5.8	4.2	0.6	
2026	53.7	6.0	41.4	6.3	37.2	5.7	4.2	0.6	
2027	53.3	5.9	41.4	6.1	37.2	5.5	4.2	0.6	
2028	52.8	5.7	41.2	5.9	37.1	5.3	4.2	0.6	
2029	52.2	5.5	41.1	5.6	36.9	5.1	4.1	0.6	
2030	51.6	5.3	40.9	5.4	36.8	4.9	4.1	0.5	
2035	48.1	4.5	39.1	4.4	35.1	4.0	4.0	0.5	
2040	45.4	3.9	37.8	3.7	34.0	3.3	3.8	0.4	
2050	40.9	3.5	34.1	3.4	30.5	3.0	3.5	0.4	
2060	37.1	3.2	30.9	3.0	27.6	2.7	3.2	0.3	
2070	33.1	2.8	27.5	2.7	24.6	2.4	2.9	0.3	
2080	29.1	2.5	24.3	2.4	21.6	2.1	2.6	0.3	
2090	26.3	2.3	21.9	2.2	19.6	1.9	2.3	0.2	
2100	23.4	2.0	19.5	1.9	17.4	1.7	2.1	0.2	
2110	20.6	1.8	17.2	1.7	15.3	1.5	1.9	0.2	
2120	18.4	1.6	15.3	1.5	13.7	1.3	1.7	0.2	

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄った場合に必要となる保険料に相当する。
(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で()内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年度改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。

第1-2-27表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（令和6（2024）年財政検証）

人口：中位推計 経済：過去30年投影ケース

長期の経済前提			
物価上昇率		0.8%	
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.5%	
運用	実質<対物価>	2.2%	
利回り	スプレッド<対賃金>	1.7%	
経済成長率(実質)		-0.1%	
2034年度以降20～30年		(0.7%)	
		所得代替率(給付水準の調整終了後)	給付水準の調整終了年度
		50.4%	2057
		比例	24.9%
		基礎	25.5%
			2057

年度	①	②	③	④	⑤	⑥
	基礎年金給付費	基礎年金国庫負担	拠出金算定対象額	拠出金算定対象者数	拠出金単価(月額) (③÷④)×12	保険料相当額(月額) ⑤×(1-国庫負担割合)
	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2024	26.0	13.2	25.6 (25.6)	54.2	(39,319)	(19,660)
2025	26.7	13.6	26.2 (25.5)	53.9	(39,399)	(19,699)
2026	27.1	13.8	26.6 (25.3)	53.6	(39,274)	(19,637)
2027	27.4	13.9	26.9 (25.3)	53.2	(39,590)	(19,795)
2028	27.6	14.1	27.1 (25.3)	52.7	(40,052)	(20,026)
2029	27.9	14.2	27.3 (25.3)	52.1	(40,482)	(20,241)
2030	28.1	14.3	27.5 (25.3)	51.4	(40,953)	(20,476)
2035	29.2	14.9	28.5 (25.0)	47.7	(43,656)	(21,828)
2040	30.9	15.8	30.0 (24.9)	44.9	(46,127)	(23,064)
2050	31.4	16.2	30.4 (22.1)	40.5	(45,437)	(22,718)
2060	31.0	16.0	29.9 (19.1)	36.8	(43,296)	(21,648)
2070	32.0	16.6	30.8 (17.3)	32.8	(43,988)	(21,994)
2080	33.3	17.2	32.1 (15.8)	28.9	(45,660)	(22,830)
2090	34.1	17.7	32.9 (14.3)	26.1	(45,509)	(22,754)
2100	34.7	18.0	33.5 (12.7)	23.2	(45,807)	(22,904)
2110	35.4	18.3	34.2 (11.4)	20.4	(46,559)	(23,280)
2120	36.0	18.7	34.7 (10.2)	18.3	(46,522)	(23,261)

年度(西暦)	拠出金算定対象者数								
	計	第1号被保険者	被用者年金計			厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7	
2025	53.9	6.2	41.2	6.5	37.0	5.9	4.2	0.7	
2026	53.6	6.1	41.2	6.4	37.0	5.7	4.2	0.6	
2027	53.2	6.0	41.1	6.2	36.9	5.5	4.2	0.6	
2028	52.7	5.9	40.8	6.0	36.6	5.4	4.2	0.6	
2029	52.1	5.8	40.5	5.7	36.4	5.2	4.1	0.6	
2030	51.4	5.7	40.2	5.5	36.1	5.0	4.1	0.6	
2035	47.7	5.2	37.8	4.7	33.8	4.3	4.0	0.5	
2040	44.9	4.7	36.1	4.2	32.3	3.8	3.8	0.5	
2050	40.5	4.2	32.5	3.8	29.0	3.4	3.5	0.4	
2060	36.8	3.9	29.4	3.5	26.2	3.1	3.2	0.4	
2070	32.8	3.4	26.3	3.1	23.4	2.7	2.9	0.3	
2080	28.9	3.0	23.1	2.7	20.5	2.4	2.6	0.3	
2090	26.1	2.7	20.9	2.5	18.5	2.2	2.3	0.3	
2100	23.2	2.4	18.6	2.2	16.5	1.9	2.1	0.3	
2110	20.4	2.1	16.4	1.9	14.5	1.7	1.9	0.2	
2120	18.3	1.9	14.6	1.7	13.0	1.5	1.7	0.2	

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄った場合に必要となる保険料に相当する。
(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で()内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年度改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。

財政検証では、現行制度に基づく試算に加え、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施している。具体的には、

オプション①：被用者保険の更なる適用拡大

オプション②：基礎年金の拠出期間延長・給付増額

オプション③：マクロ経済スライドの調整期間の一致

オプション④：在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

オプション⑤：標準報酬月額上限設定のルールの見直し

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。加えて、社会保障審議会年金部会でも指摘されているマクロ経済スライド調整の仕組みに関し、名目下限措置を撤廃した場合の効果を見るための試算（参考試算）も行っている。

これらのオプション試算は、年金制度の課題の検討材料として様々な議論のベースを提供するものであるが、この試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではないことに留意する必要がある。

1. オプション① 被用者保険の更なる適用拡大

（1）試算の前提

被用者保険については、これまで、平成28(2016)年10月（(i) 週労働時間20時間以上、(ii) 月額賃金8.8万円以上、(iii) 勤務期間1年以上見込み、(iv) 学生以外、(v) 従業員501人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者が適用対象）、平成29(2017)年4月（従業員500人以下の企業について、労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする（国、地方公共団体は規模に関わらず適用））と、短時間労働者を対象とした適用拡大を実施してきており、さらに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号、以下「令和2年年金改正法」という。）の施行に伴い、令和4(2022)年10月に短時間労働者に対する勤務期間要件を撤廃するとともに従業員101人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大、更に令和6(2024)年10月に従業員51人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を順次行ってきた。

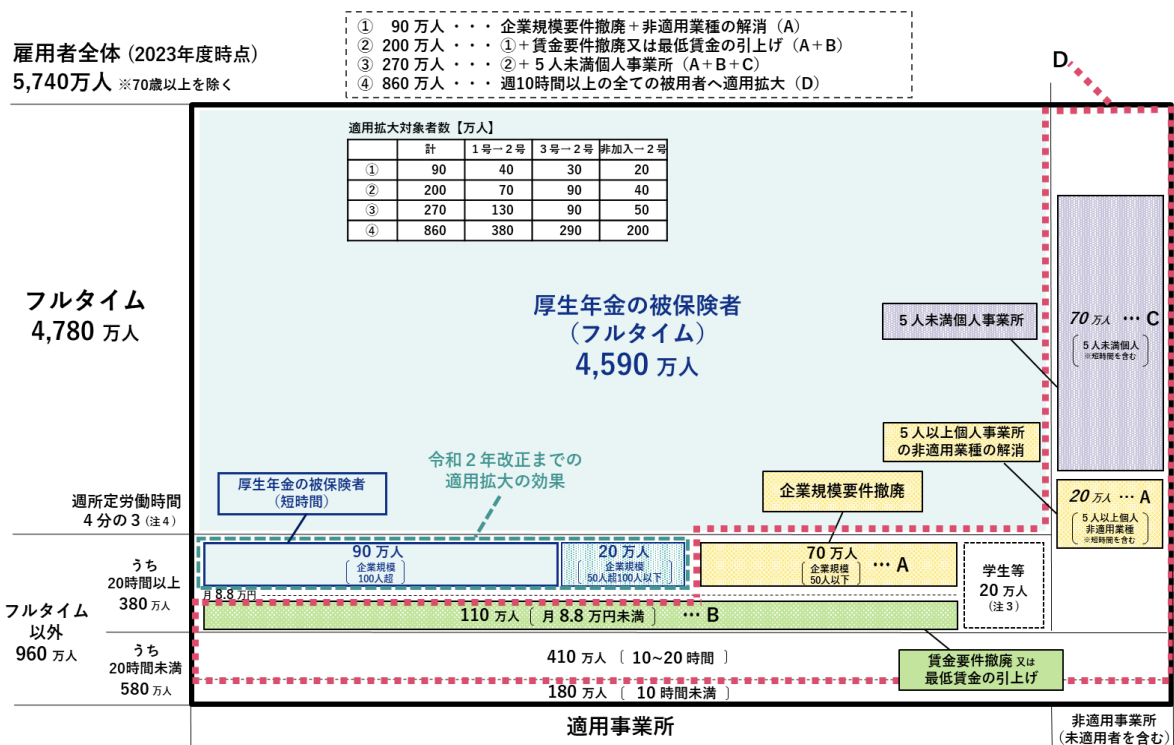
短時間労働者は令和5(2023)年度末で約90万人となっており、令和6(2024)

年10月の適用拡大によって約20万人の短時間労働者が新たに適用されると想定している。本オプション試算では、令和9(2027)年10月から、

- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(対象者約90万人)
- ② ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(対象者約200万人)
- ③ ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(対象者約270万人)
- ④ 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(対象者約860万人)

の4通りの試算を行っている。(第1-3-1図)。

第1-3-1図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



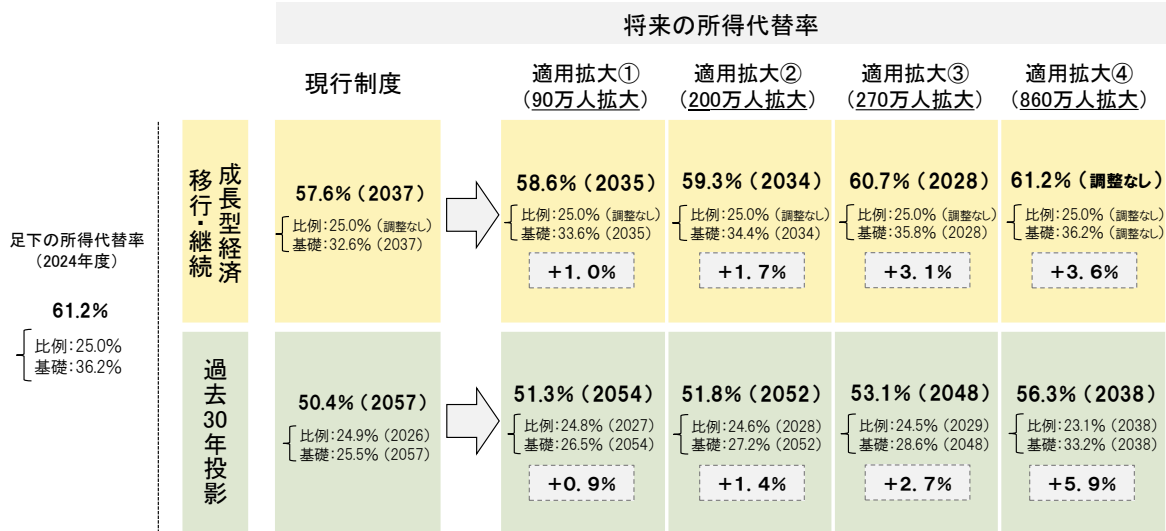
(2) 試算結果

第1-3-2図は、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。

ここでは、人口の前提は中位推計(出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人)とし、経済前提は「成長型経済移行・継続ケース」、「過去30年投影ケース」の場合について試算した結果について解説する。

第1-3-2図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の試算結果

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
 ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



注1：給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

試算結果については、現行制度と比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が0.9%~1.0%ポイント改善、適用拡大②の場合、所得代替率が1.4%~1.7%ポイント改善、適用拡大③の場合、所得代替率が2.7%~3.1%ポイント改善、適用拡大④の場合、所得代替率が3.6%~5.9%ポイント改善する結果となっている。スライド調整終了年度を見ると、適用拡大対象者が多ければ多いほど基礎年金の調整終了年度は早まる傾向となっている。また、その内訳を見ると、いずれの場合も基礎年金部分の所得代替率が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

2. オプション② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

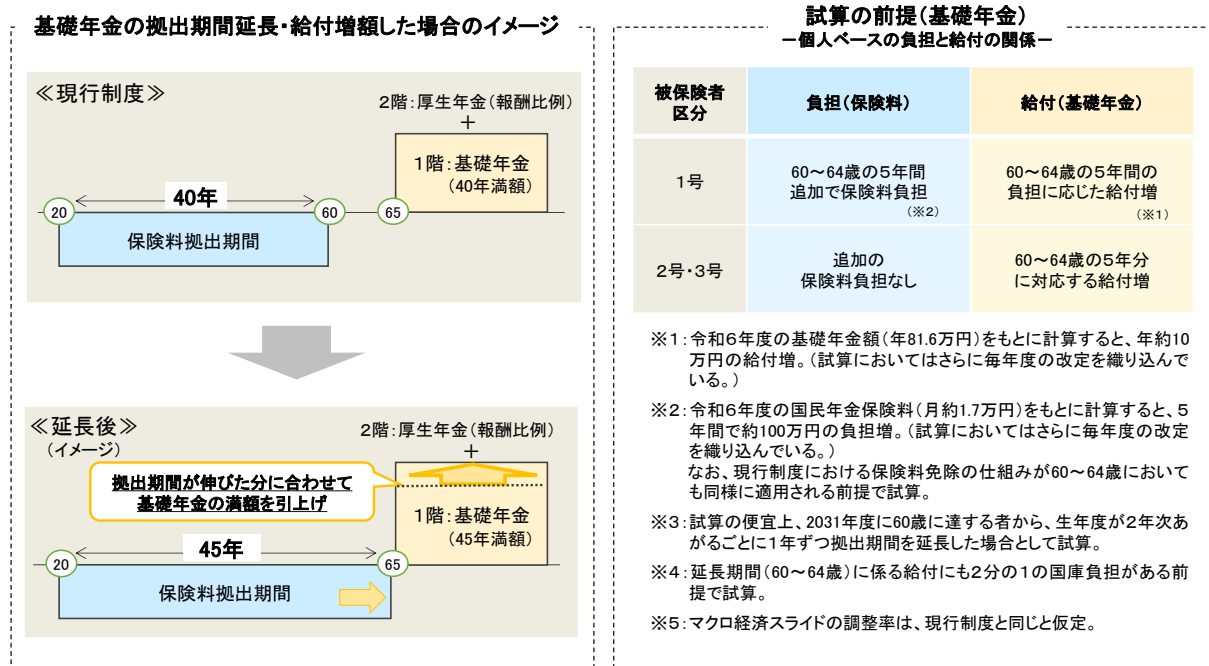
(1) 試算の前提

国民年金制度が昭和36(1961)年に創設された時に加入年齢は20歳から60歳までと定められ、その後60年以上変更されていない。この間、平均寿命の延伸や60代前半の就業率の上昇など、社会経済状況は大きく変化している。健康寿命の延伸や高齢者の就労進展等を踏まえると、基礎年金の拠出期間延長は、基礎年金の給付水準の向上を確保するために自然かつ有効な方策であると考えられることから、基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)

に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金を増額する仕組みとした場合の試算を行っている（第1-3-3図）。

第1-3-3図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

○ 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。



(2) 試算結果

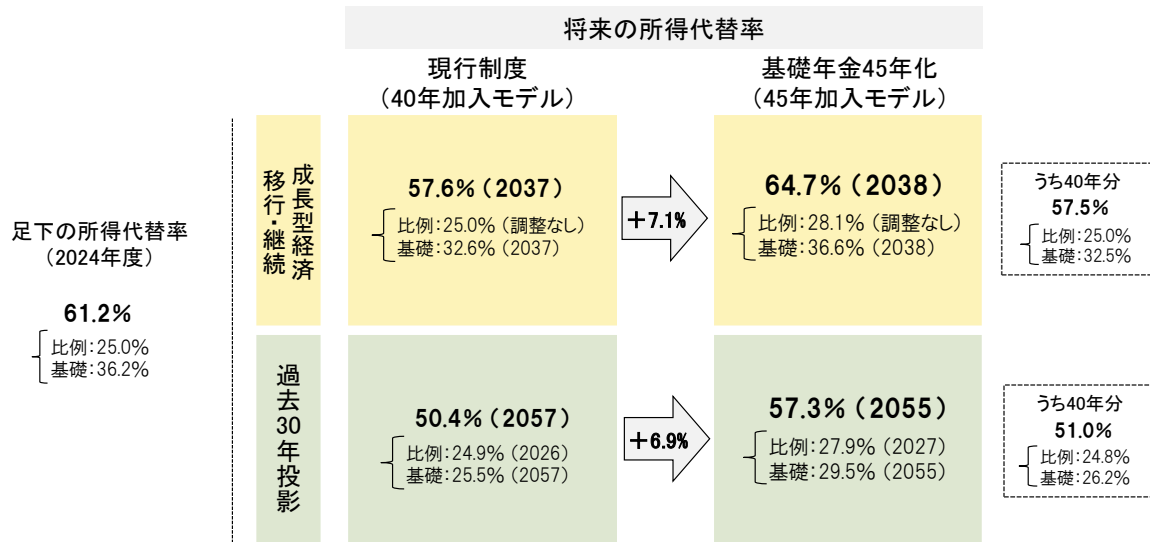
第1-3-4図は、基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。被用者保険の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計(出生中位、死亡中位)とし、経済前提は「成長型経済移行・継続ケース」、「過去30年投影ケース」の場合について解説する。

所得代替率はいずれのケースでも約7%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっているが、これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長され、モデル年金額が45/40倍となったことに伴い、給付水準も概ね45/40倍となったものである。保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、その分給付水準も上昇することとなるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響というプラスの要素とマイナスの要素の双方があることから、給付調整終了年度に大きな変化はなく、給付水準を40年分でみるとそれほど大きな違いはない結果となっている。

第1-3-4図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額の試算結果

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



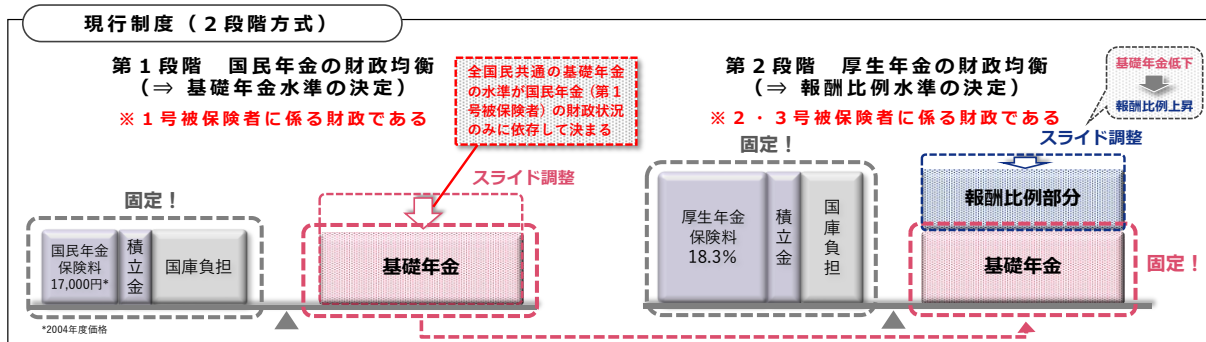
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
 注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

3. オプション③ マクロ経済スライドの調整期間の一致

(1) 試算の前提

平成16年改正で導入された財政フレームにおいては、マクロ経済スライドの給付水準調整終了年度は、2段階で決定する方式となっている。具体的には、第1段階で第1号被保険者に係る国民年金の財政が均衡するまで基礎年金の給付水準を調整し、その基礎年金の水準を所与のものとして、第2段階で厚生年金の財政均衡をするまで、報酬比例部分の給付水準を調整する仕組みとなっている(第1-3-5図)。

第1-3-5図 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(現行)



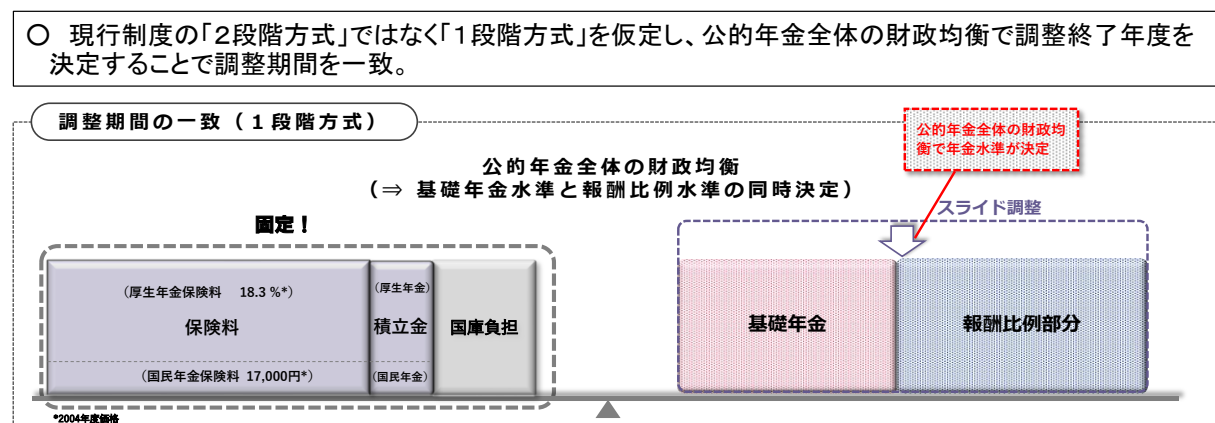
この仕組みでは、国民年金の財政が悪化して基礎年金の給付水準が低下すると、第2段階で1階の基礎年金に充てる財源が少なくて済むため、逆に2階の報酬比例部分の給付水準調整は少なくて済み、2階の報酬比例部分の給付水準が上昇する構造になっている。

このような仕組みの中では、デフレ経済が続いた一方で、年金額については名目下限措置があるため、マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の期間が長期化している。これは、基礎年金が定額給付であるため、デフレ経済下において、賃金水準が低下しても、2階の報酬比例部分の給付のような形での給付額の減少が生じない構造であったことが要因の1つとなっている。この基礎年金の給付調整の長期化は、将来において、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下するとともに、所得再分配機能も低下し、低所得層ほど年金額の低下が大きくなることを意味する。

こうした背景もあり、基礎年金のマクロ経済スライド調整を早期に終了させるため、基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるよう、マクロ経済スライドによる給付水準調整終了年度を公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更した場合の試算を行っている（第1-3-6図）。

ここでは、基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて、具体的な前提をおいていないが、調整期間を一致させるという前提を置く限りにおいては、拠出金の仕組みをどのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じである。

第1-3-6図 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法（試算の前提）



(2) 試算結果

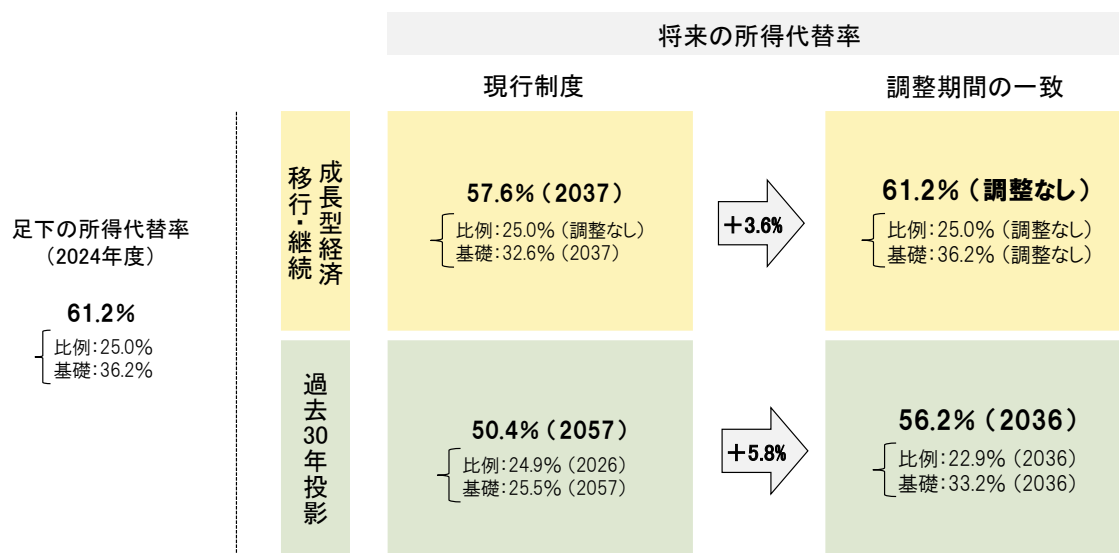
第1-3-7図は、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。被用者保険の更なる適用拡大同様、人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位）とし、経済前提は「成長型経済移行・継続ケース」、「過去30年投影ケース」の場合について解説する。

所得代替率は3.6%～5.8%ポイント程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっているが、特に過去30年投影ケースでみると、マクロ経済スライドの終了は令和39(2057)年度から令和18(2036)年度に21年間短縮し、調整終了後の所得代替率は現行の50.4%から56.2%となっている。内訳をみると、報酬比例部分の所得代替率は現行制度より2.0%ポイント低下するものの、基礎年金の所得代替率は7.7%ポイント上昇し、全体として大幅に上昇している。これは、基礎年金の2分の1が国庫負担で賄われており、報酬比例部分の給付水準の低下以上に、基礎年金の給付水準の上昇幅の方が大きいためである。

第1-3-7図 マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合の試算結果

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。
 なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
 注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

4. オプション④ 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直し

(1) 試算の前提

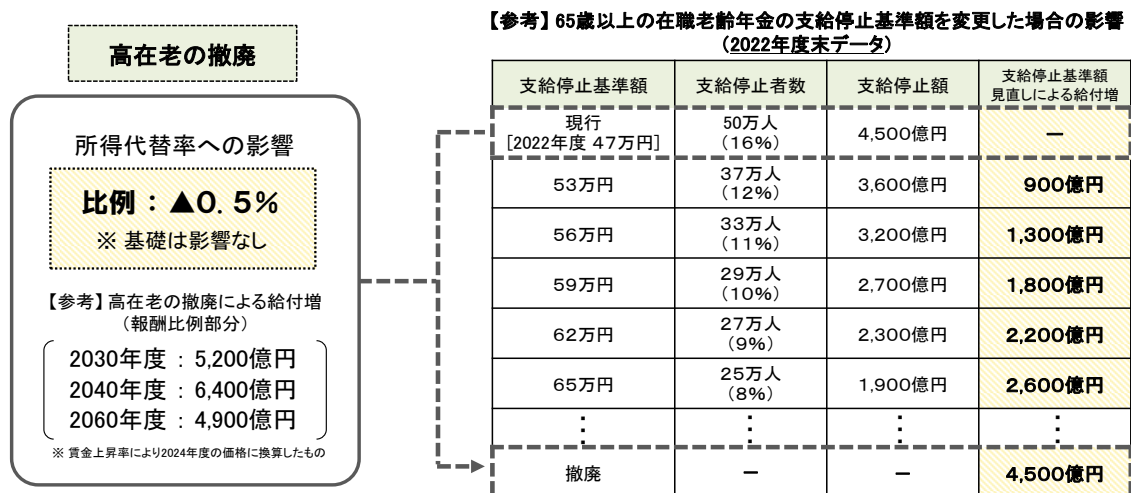
平成 12(2000)年の年金制度改正（平成 12 年年金改正法）において、就労して一定以上の賃金を得ている 65 歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み（在職老齢年金制度）が導入されたが、この仕組みを撤廃した場合の試算を行っている。

(2) 試算結果

65 歳以上の在職老齢年金制度を撤廃すると、令和 4 (2022) 年度において報酬比例部分の給付が約 4500 億円増加し、将来の所得代替率は過去 30 年投影ケースにおいて 0.5%ポイント程度低下する見通しとなっており、働く年金受給者の給付が増加する一方で、将来の受給世代の給付水準が低下する結果となっている。また、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となるため、この所得代替率への影響は報酬比例部分のみとなる（第 1 - 3 - 8 図）。

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の給付水準調整が行われない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第 1 - 3 - 8 図 在職老齢年金制度の支給停止の基準の見直した場合の試算結果



注1：所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している（人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人））。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率（比例）：[現行]24.9%（2026年度）→[高在老撤廃]24.4%（2029年度） ※（ ）内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2：右表の支給停止者数における（ ）内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者（308万人）に対する割合である。

注3：右表の支給停止者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. オプション⑤ 標準報酬月額上限設定のルールの見直し

(1) 試算の前提

各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額^①の2倍に相当する額が標準報酬月額^②の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で新たな上限を追加することが可能であるとされており、実際、当該改定ルールに基づき、令和2(2020)年に標準報酬月額^③の上限が65万円に引き上げられている。この厚生年金の標準報酬月額^④の上限について、被保険者に占める標準報酬月額^⑤の上限に該当する者の割合が令和4(2022)年度時点で約6%であるが、この上限該当者の割合を以下の3通りの割合に見直した場合の試算を行っている。

- ① 75万円（上限該当者の割合4%相当）
- ② 83万円（上限該当者の割合3%相当）
- ③ 98万円（上限該当者の割合2%相当）

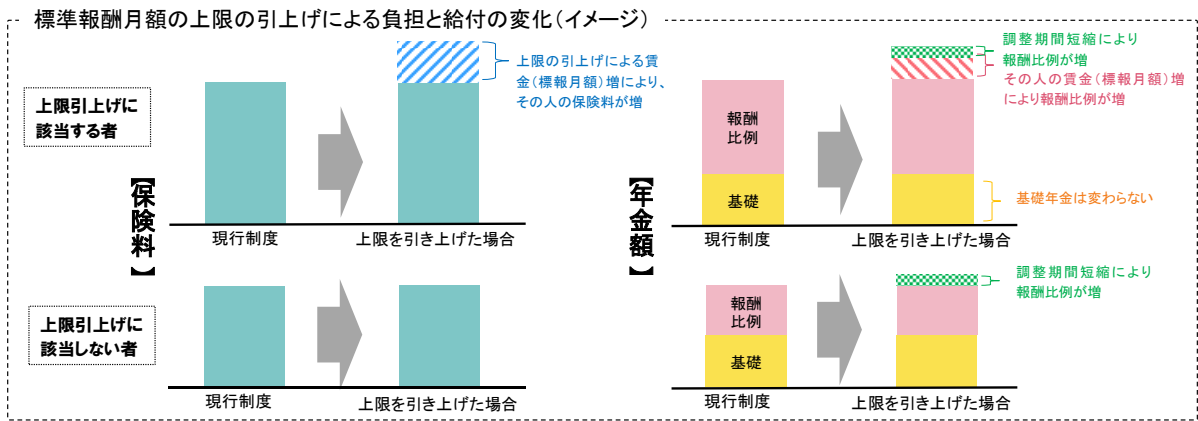
(2) 試算結果

標準報酬月額^⑥の上限を引き上げた場合の変化としては、新たな上限等級に該当する者の報酬比例部分が増加するとともに、保険料収入が増加し、これが給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加する等により、厚生年金受給者全体の将来の給付水準も上昇することとなる（第1-3-9図）。

具体的には、①標準報酬月額^⑦の上限該当者の割合が4%相当の場合、上限該当者の保険料負担は本人負担分で月0.9万円増加する一方、上限該当者の将来の給付は10年間該当した場合で報酬比例年金が年6.1万円増加する。これに加え、全体の給付水準については、過去30年投影ケース、かつ、人口の前提を出生低位の前提において、所得代替率は0.2%ポイント上昇する効果がある。②標準報酬月額^⑧の上限該当者の割合が3%相当の場合、③標準報酬月額^⑨の上限該当者の割合が2%相当の場合では、所得代替率がそれぞれ0.4%ポイント、0.5%ポイント上昇する効果がある（第1-3-10図）。

なお、過去30年投影ケースで出生中位を前提とした場合や、成長型経済移行・継続ケースなどにおいては、現行制度の下で報酬比例部分の給付水準調整が行われない（又は調整期間が短い）見通しとなるため、所得代替率への影響を計測することができないが、年金財政に与える影響という点においては、同様の効果があるものと考えられる。

第1-3-9 図 標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化



標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化

加入期間	標準報酬月額上限					
	75万円		83万円		98万円	
	保険料負担(本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担(本人負担分)	老齢厚生年金	保険料負担(本人負担分)	老齢厚生年金
10年	0.9万円/月増	6.1万円/年増(終身)	1.6万円/月増	11.0万円/年増(終身)	3.0万円/月増	20.1万円/年増(終身)
20年		12.2万円/年増(終身)		21.9万円/年増(終身)		40.2万円/年増(終身)

注1: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、加入期間中、各々の標準報酬月額上限が適用されたと仮定し、現行の標準報酬月額の上限である65万円が適用されていた場合との差額を試算している。

注2: 老齢厚生年金の額は、令和6年度の年金額をもとに試算したもの。(実際には、年金額は毎年度改定される。)

第1-3-10 図 標準報酬月額上限設定のルールの見直した場合の試算結果

標準報酬月額上限	上限該当者数(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響(注3)	<参考> 上限該当者に係る(注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬月額上限に 該当した場合の例	
現行 65万円	259万人 (6.2%)	-	-		
上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし		6.1万円/年 (終身)
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし		11.0万円/年 (終身)
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし	20.1万円/年 (終身)	

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※()内は調整終了年度 [現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度) なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がからない(又は調整期間が短い)見直しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

6. 参考試算

(1) 試算の前提

マクロ経済スライドについては、年金の名目額を維持するところまでしか給付調整を行わない措置(名目下限措置)がとられたために、その後の発動に当たっ

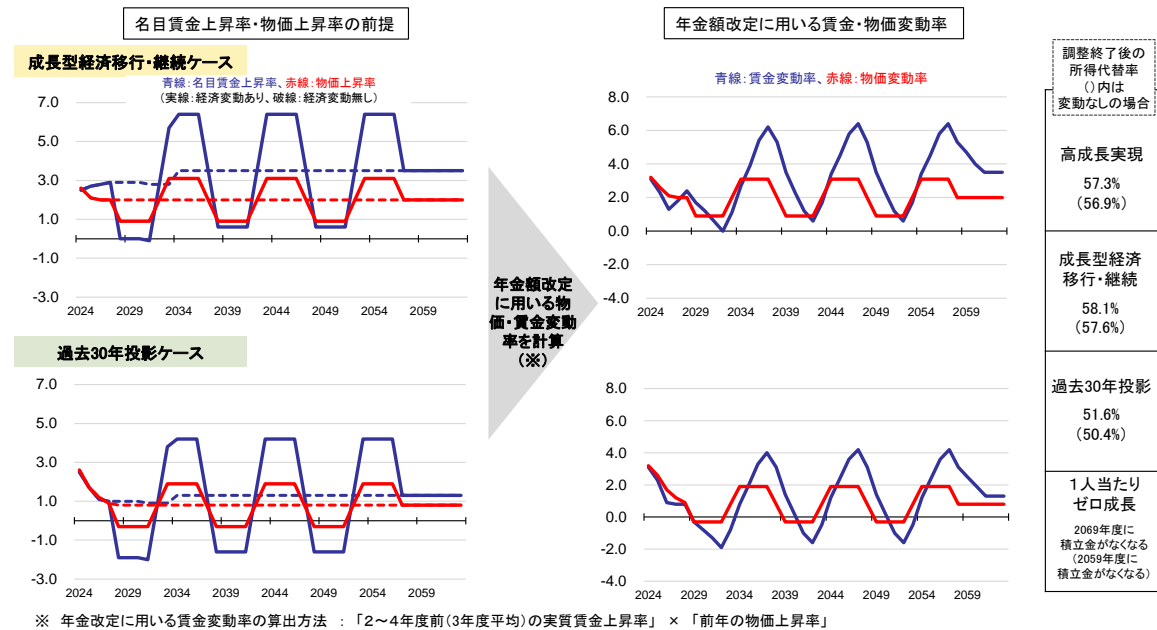
てデフレ経済の影響を受けていくこととなった。

今回のオプション試算では、参考試算として、この名目下限措置が無いと仮定した場合の影響を試算している。併せて、平成 28(2016)年年金改革法で成立した年金額改定ルールの見直しの1つであるマクロ経済スライド調整の未調整分を翌年度以降の年金額に反映する仕組み（キャリアオーバー）の効果も参考に検証している。これらのうち、キャリアオーバーによる効果の試算については、他のオプション試算のように一定の制度改正を仮定した試算とは異なり、既に組み込まれている制度の効果を測定するものである。

なお、参考試算における経済前提は、その効果をみるため、経済変動を仮定したのものとなっている（第 1-3-11 図）。

第 1-3-11 図 経済変動を仮定した名目賃金・物価変動率の仮定

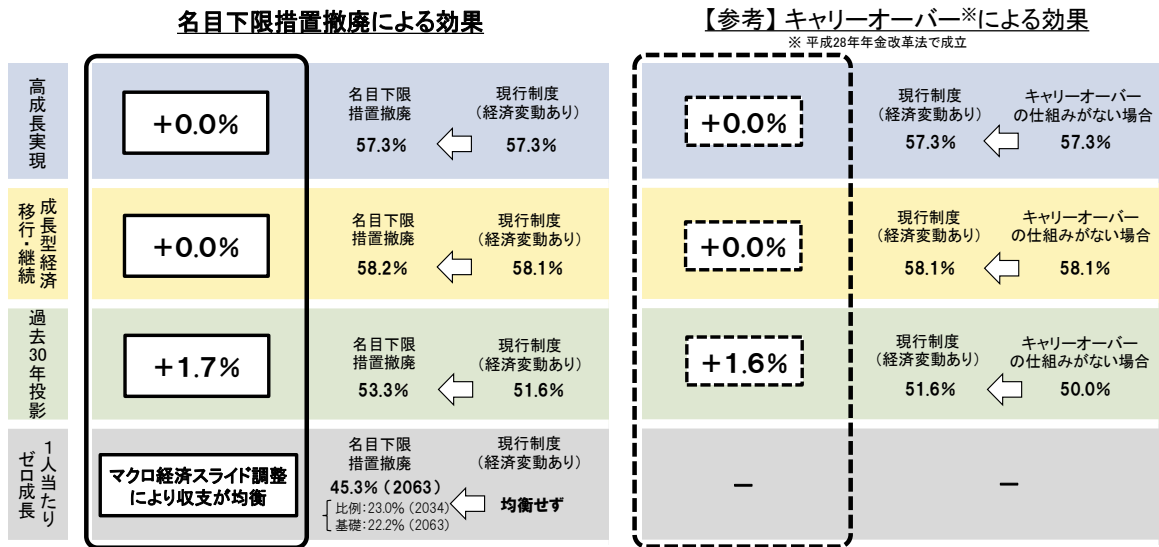
- 令和6(2024)年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
 - 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、平成28年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みの効果が生じる状況となる。
- (注) 経済変動は2028年度～2057年度の30年間(周期3回)生じるものとする。



(2) 試算結果

名目下限措置を撤廃した場合、所得代替率にプラスの効果があり、特に経済が低成長である過去 30 年投影ケースや1人当たりゼロ成長ケースでその効果が大きい結果となっている。また、マクロ経済スライドの未調整分が生じるような過去 30 年投影ケースでは、キャリアオーバーの仕組みにより所得代替率が改善しており、平成 28(2016)年改正の見直しの意義が再確認できるような結果となっている（第 1-3-12 図）。

第1-3-12図 マクロ経済スライド調整の仕組みを見直した場合の効果



注1:給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。
注2:試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

第4節

年金額の分布推計

1. 年金額分布推計の概要

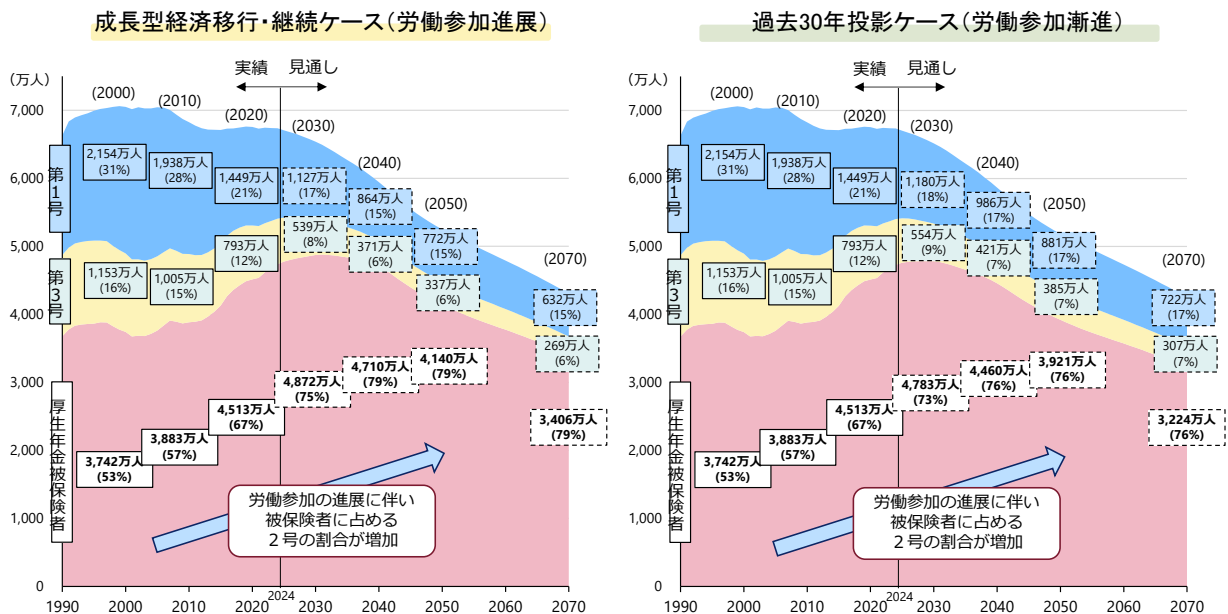
(1) 年金額分布推計の意義

今回の財政検証では、個人単位で年金額を推計する「年金額の分布推計」（以下「分布推計」という。）を初めて公表し、65歳の受給開始時点の年金額について、世代により平均や分布がどのように変化していくかを示した。

前回までの財政検証では、「モデル年金」をベースとして将来の年金の給付水準を試算してきたが、モデル年金では、厚生年金への加入期間がどの世代でも同じ（夫は40年、妻は0年）と仮定されているため、女性や高齢者の労働参加の進展による将来の年金水準への影響を十分に確認することは困難であった。

しかしながら、近年、女性や高齢者の労働参加は大きく進展しており、厚生年金の被保険者数は増加を続けている。公的年金被保険者全体に占める厚生年金被保険者の割合は、平成12(2000)年の53%から直近では70%弱まで上昇しており、さらにこの傾向を将来に織り込み推計すると、令和22(2040)年には労働参加進展シナリオで79%、労働参加漸進シナリオで76%まで上昇が見込まれる（第1-4-1図）。

第1-4-1図 被保険者数の実績と見通し（令和6(2024)年財政検証）



(注) 人数は年度間平均。ただし、実績は年度末値。

これを踏まえた分布推計の結果、若い世代ほど厚生年金の加入期間が伸び、年金が充実する傾向にあることや、特に女性においてその傾向が大きいことが確認された。

これはモデル年金をベースとした試算では確認できなかった効果であり、分布推計はこの効果を具体的な数値で初めて確認したものと言える。

（２）年金額分布推計の方法

① 基礎データと推計対象

分布推計の基礎データは、令和 3 (2021) 年度末における個人単位の被保険者記録（5 分の 1 抽出）である。これは、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者の期間が共済期間も含め全て通算されたものとなっており、このような加入期間が通算されたデータが初めて整備されたことにより、分布推計の実施が可能となった。

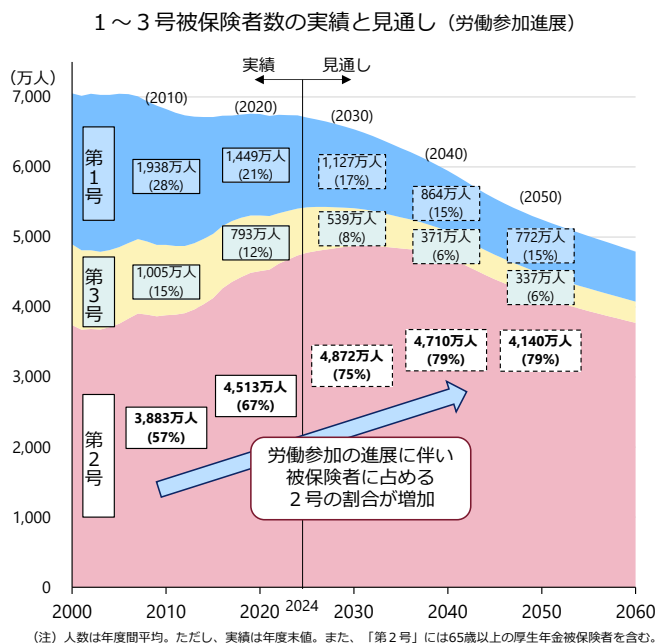
推計対象は、令和 6 (2024) 年度に 65 歳の世代から 20 歳の世代までであり、65 歳に到達したときに受給する個人の老齢年金の年金額を推計している。これは、受給開始時期の繰上げ・繰下げを選択せず、65 歳で裁定された場合の金額であり、加給年金は除外している。すなわち、65 歳以降も就労することにより厚生年金に適用されたり、受給開始時期を繰り下げたりすると、年金額は分布推計の結果よりもさらに増加することとなる。

② マクロ試算との整合性の確保

分布推計は、財政検証（マクロ試算）と連携し、整合的になるよう計算している。被保険者数を例に挙げると、近年、公的年金被保険者全体に占める第 2 号被保険者の割合は上昇しており、将来はさらに上昇することが見込まれている。財政検証ではこれを織り込んでおり、若い世代ほど第 2 号被保険者の割合が増加することを見込んでいる。分布推計はこの財政検証の枠組みの中で計算を行っており、具体的には、被保険者数の総数がマクロ試算で決まっている前提の上で、誰が制度間を移動するかを決定し個々人の加入履歴をシミュレートしている。また、標準報酬総額や 1 号被保険者の総納付月数についてもマクロ試算と一致するように試算しており、分布推計でシミュレートされた個人の年金額の総計と財政検証のマクロ試算の結果が整合的になるように計算されている（第 1 - 4 - 2 図）。

第1-4-2図 年金額分布推計のシミュレーション方法 (財政検証との連携)

- 公的年金被保険者に占める第2号被保険者数や割合は、過去増加してきており、将来も増加する見通し。このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の平均2号期間は、延伸することが財政検証において見込まれている。
- そのような被保険者数の将来推計を前提に、年金額分布の将来推計を実施。



財政検証(マクロ試算)

【実績】

労働参加の進展に伴い、2号被保険者数が増加し、被保険者に占める2号の割合が上昇。

【将来推計】

実績の傾向を踏まえ、さらに労働参加が進展。被保険者に占める2号の割合は、更なる上昇が見込まれる。

2号の割合 57% (2010) → 79% (2040)

※「日本の将来推計人口」(2023年4月)や「労働力需給の推計」(2024年3月)等に基づき推計

⇒ 今後、受給者となる世代の2号期間は延伸

年金額分布推計(ミクロ試算)

上記、財政検証の枠組みの中、個々の年金加入履歴(誰が制度間を移動するか等)をシミュレーションし、将来の年金額の分布を推計する。

⇒ 2号期間の延伸に伴い、平均年金額の上昇、低年金の減少が見込まれる。

※ 2号被保険者の標準報酬総額や1号被保険者の納付月数計についても財政検証の枠組みの中、個々の報酬履歴や納付履歴をシミュレーション

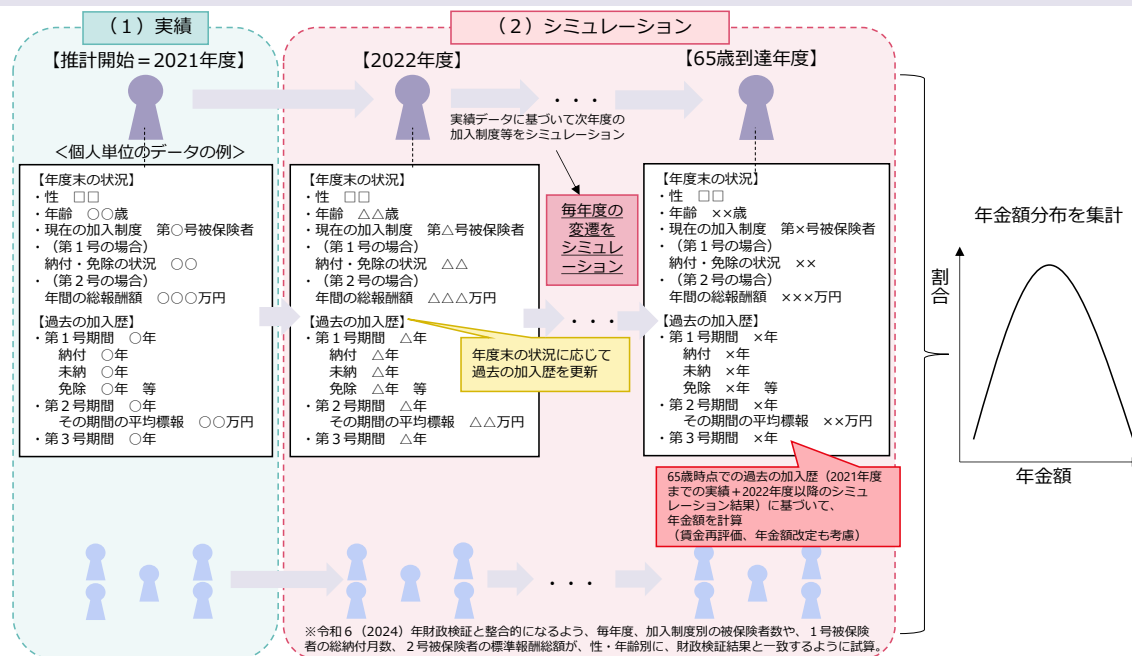
③ シミュレーションの方法

シミュレーションの始点は令和3(2021)年度末時点の個人単位の被保険者記録の実績である。例えば、この時点で50歳の者は20～50歳までの30年間の実績データがあり、これを利用している。この実績の加入履歴を元に65歳までの残り15年分の加入履歴をシミュレーションして加え、65歳時点の年金額を計算している。したがって、50歳の者については加入履歴のうち3分の2は実績から計算されていることとなる。

シミュレーションでは、当年度の加入履歴を元に、1年間で制度間をどのように移動し、報酬がどうなるかをシミュレートし、1年後の加入履歴を推計している。これを1年ずつ繰り返し、65歳到達時の加入履歴から個々の年金額を計算し、その分布を集計している(第1-4-3図)。

第1-4-3図 年金額分布推計のシミュレーション方法 (個人単位の加入履歴)

- 将来における個々人の老齢年金額の分布状況を推計するため、(1) 2021年度末時点における、2021年度までの個人単位での公的年金加入履歴(実績)を出発点とし、(2) 65歳到達年度までの毎年度の加入制度、標準報酬(第2号被保険者の場合)等の変遷を、実績の状況に基づいてシミュレーションすることで、各個人の65歳到達年度末時点での老齢年金額を計算。

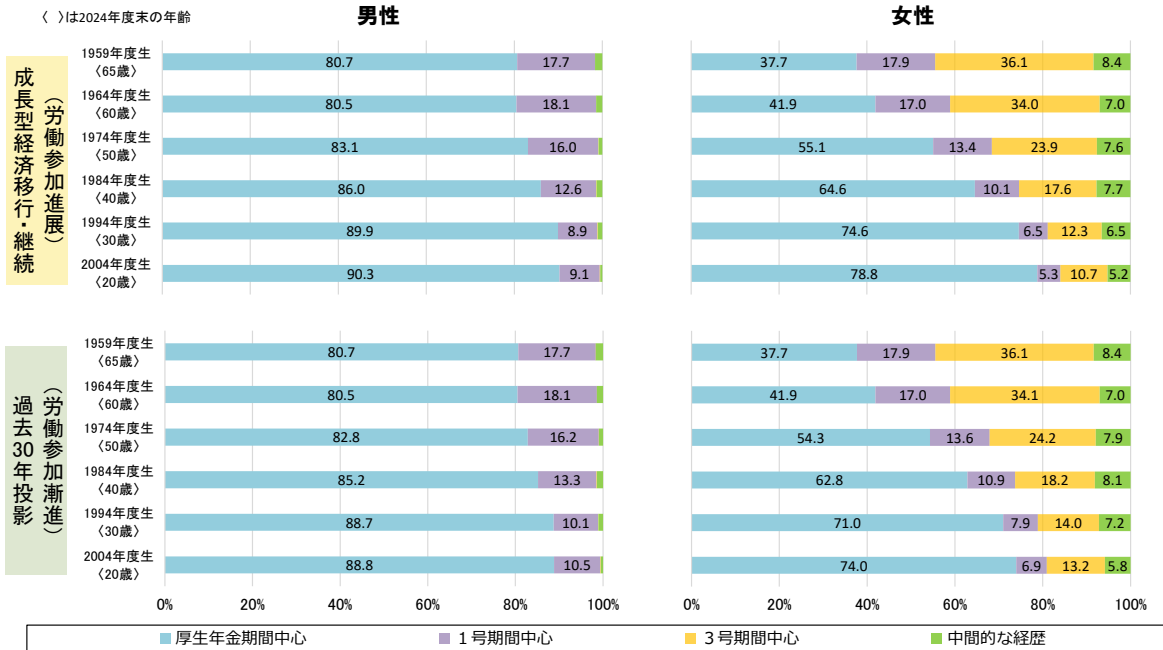


(3) 厚生年金の加入期間の延伸

分布推計により、各世代について現役時代に主にどの制度に加入したかといった経歴の分布の推計が可能になる。このような現役時代の経歴類型について、「厚生年金期間中心」(厚生年金の被保険者期間が20年以上の者)、「1号期間中心」(第1号被保険者期間が20年以上の者)、「3号期間中心」(第3号被保険者期間が20年以上の者)、「中間的な経歴」(どの期間も20年に満たない者)に分けて、その変化を確認する。

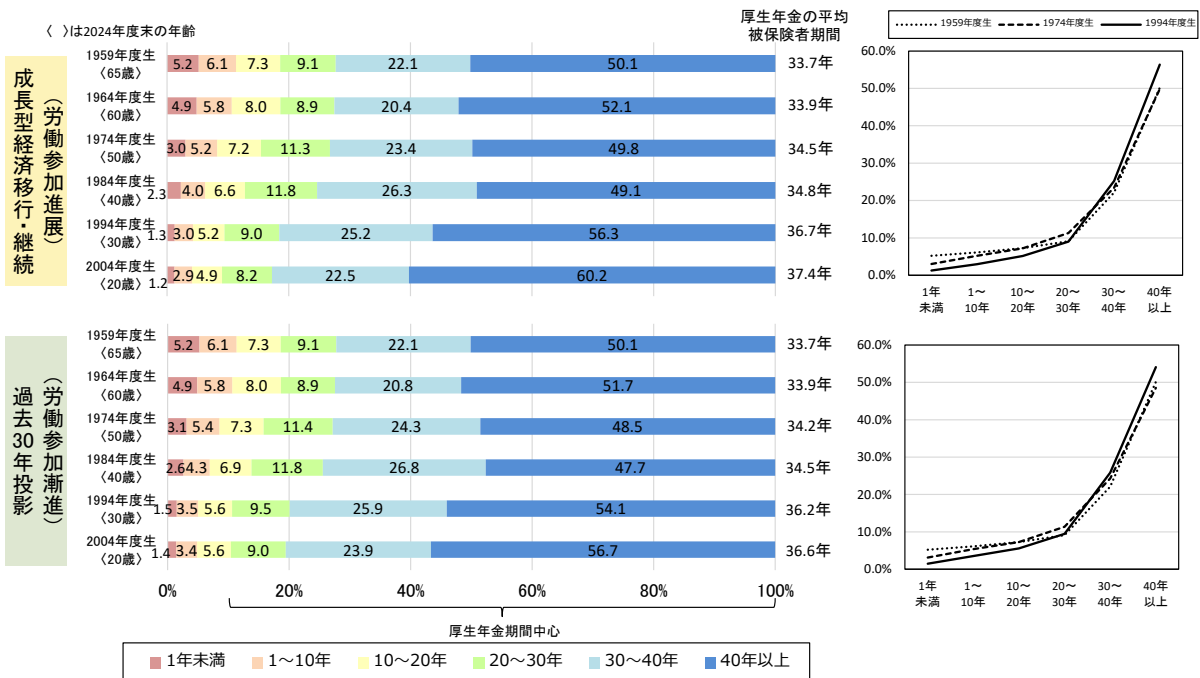
男性では、現在65歳の世代でも厚生年金期間中心が約8割を占めているが、若い世代ではさらに増加が見込まれる。女性では、その変化が顕著であり、現在65歳の世代では厚生年金期間中心と3号期間中心はいずれも4割弱でほぼ同数であるが、若い世代ほど厚生年金期間中心が増加していき、30歳以下の世代では70%台に増加する。一方、これらの世代では3号期間中心は約1割に低下する。このような変化により、女性の年金は充実し男性の分布に近づいていくことが見込まれる(第1-4-4図)。

第1-4-4図 現役時代の経歴類型の変化（性、生年度別）



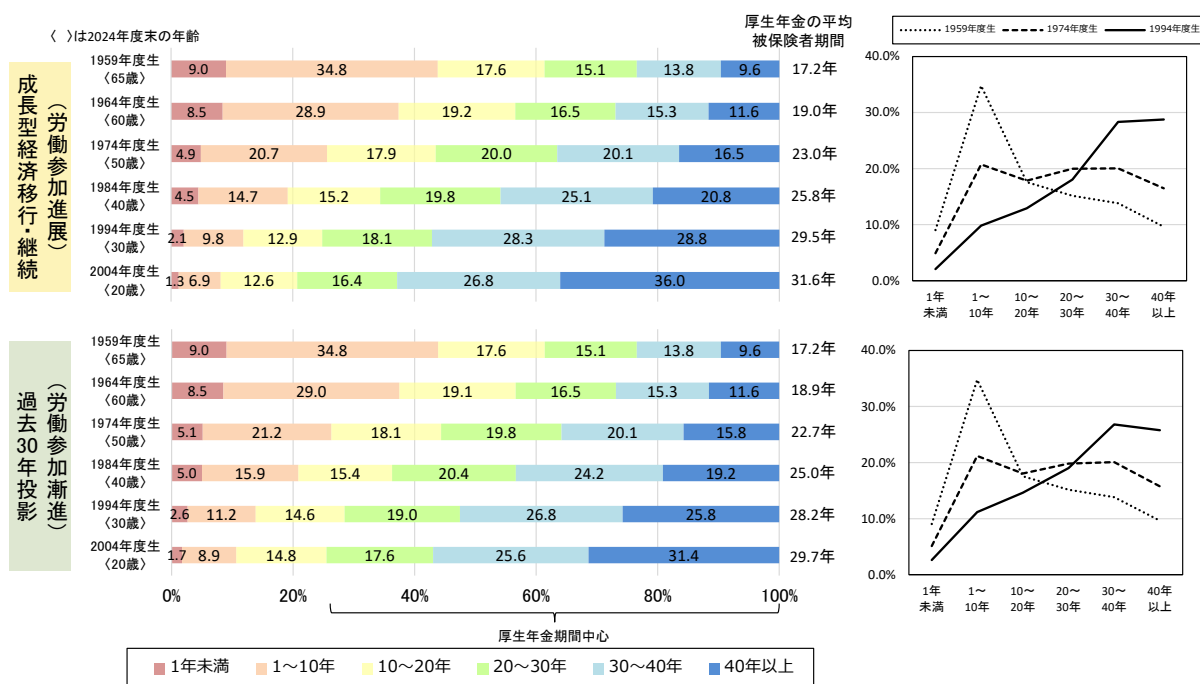
次に、厚生年金の被保険者期間の分布を確認する。男性では、現在65歳の世代でも厚生年金の被保険者期間が30年以上と長い者が多いが、若い世代ではさらに長い者が増加する見通しとなっている（第1-4-5図）。

第1-4-5図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）－男性－



女性では、現在 65 歳の世代では厚生年金の被保険者期間が 10 年未満と短い者が多いが、若い世代では 30 年以上と長い者が多くなる見通しとなっている（第 1－4－6 図）。この結果、若い世代ほど女性の低年金は減少し、比較的高い水準の年金を受給する者が増加すると見込まれる。

第 1－4－6 図 厚生年金の被保険者期間分布の変化（生年度別）－女性－



(4) 平均年金額と分布の見直し

分布推計では 65 歳で受給を開始する時点における年金額を推計しているが、この年金額（物価上昇率で令和 6（2024）年度に割り戻した実質額）は、厚生年金の被保険者期間の延伸だけでなく、実質賃金の上昇やマクロ経済スライドによる調整によっても影響を受ける。

成長型経済移行・継続ケースの場合、実質賃金上昇率が 1.5% と高いことから、実質賃金の伸びに応じて男性、女性ともに平均年金額は上昇が見込まれる。これは、マクロ経済スライドによる給付水準調整のマイナス効果よりも、厚生年金の加入期間の延伸や実質賃金の上昇によるプラス効果が高いため、平均年金額が物価の伸びを上回って上昇していく見通しであることを意味している（第 1－4－7 図）。

平均年金額の伸びをモデル年金や実質賃金の伸びと比較すると、男性の平均はモデル年金と概ね同じ伸びとなっているが、女性の平均はモデル年金の伸びを上

回り、実質賃金と同じかそれを上回る伸びとなっている。

年金の分布を確認すると、男性、女性ともに若い世代ほど低年金は減少し、分布の山が高い方にシフトしている。特に女性は低年金の減少の効果が大きく、分布の山も大きく右にシフトしている。現在 30 歳の女性の分布を見ると、厚生年金の加入期間の延伸により男性の分布に近づいていることが確認できる。

過去 30 年投影ケースの場合、実質賃金上昇率が 0.5% と小さいことから、年金の伸びも比較的小さくなっている。平均年金額を見ると、男性では若干減少しているが、女性ではマクロ経済スライドによる調整期間中も上昇していることが確認できる。女性については、実質賃金の上昇が低いケースにおいてもマクロ経済スライドによる給付水準調整のマイナス効果を厚生年金の加入期間の延伸や実質賃金の上昇によるプラス効果が上回ることを意味している（第 1-4-8 図）。

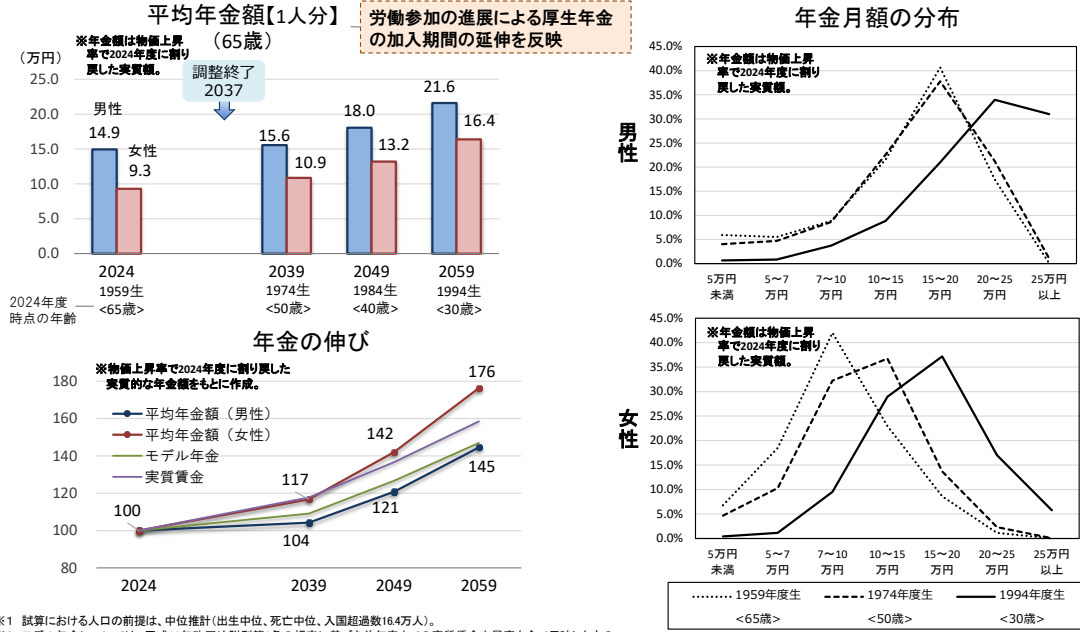
平均年金額の伸びをモデル年金や実質賃金の伸びと比較すると、男性の平均はモデル年金と同様の伸びとなっているが、女性の平均はモデル年金の伸びを上回り、実質賃金と同様の伸びを示している。

これらの結果は、マクロ経済スライドによる調整のマイナス効果は、厚生年金の加入期間の延伸や実質賃金の上昇によるプラス効果により相殺され、特に、女性の年金額については、調整期間中においても上昇している。これは、物価上昇を上回る年金額の増加が見込まれることを意味している。

第1-4-7図 年金額の将来見通し－成長型経済移行・継続ケース－ (令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計)

成長型経済移行・継続ケース(実質賃金上昇率(対物価)1.5%)

○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

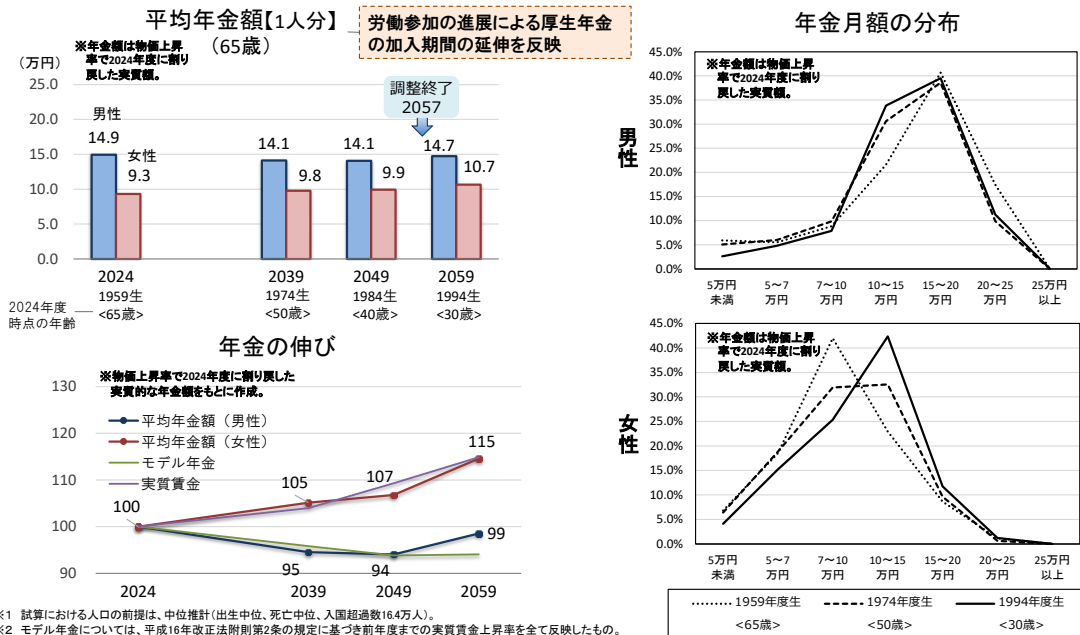


※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

第1-4-8図 年金額の将来見通し－過去30年投影ケース－ (令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計)

過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)

○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金(特に基礎年金)は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。



※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

2. 分布推計のオプション試算

前節で述べたとおり、財政検証においては一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施しているが、分布推計についても、オプション試算と同様の仮定をおいた試算を行っている。ここでは、前節の前提の下で、制度改革を仮定した場合の平均年金額や年金額分布への影響を一部示している。

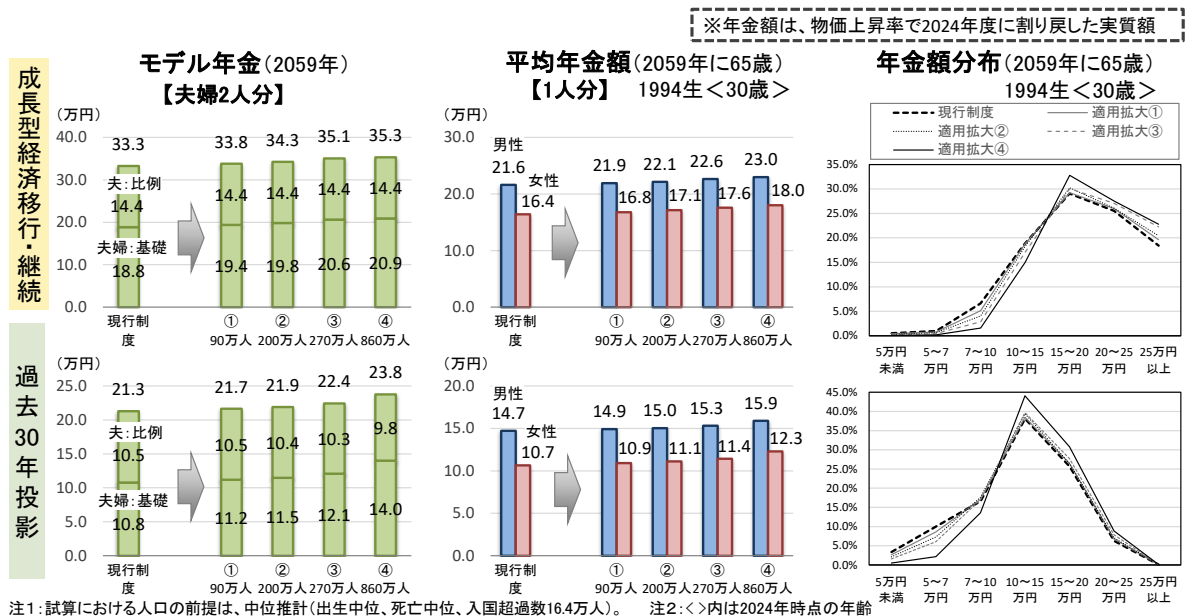
なお、分布推計ではオプション試算のうち「被用者保険の更なる適用拡大」、「基礎年金の拠出期間延長・給付増額」、「マクロ経済スライドの調整期間の一致」の3種類の試算を行った。

(1) 被用者保険の更なる適用拡大

被用者保険の更なる拡大が年金額に与える影響をみると、平成6(1994)年生まれの方の場合、現行制度と比べて平均年金額は増加し、10万円未満の層が減少する傾向にある(第1-4-9図)。これは、新たに厚生年金に適用となった被保険者本人の年金給付が増えること、また基礎年金の水準が上昇することによるものと考えられる。

モデル年金額をみると、適用拡大が進むほど年金額は増加するが、内訳をみれば、基礎年金が増加し、報酬比例部分は減少している。これは基礎年金のマクロ経済スライド調整は短縮し、報酬比例部分のマクロ経済スライド調整が延長されているという所得代替率への影響と同じ効果が現れている。

第1-4-9図 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の試算結果

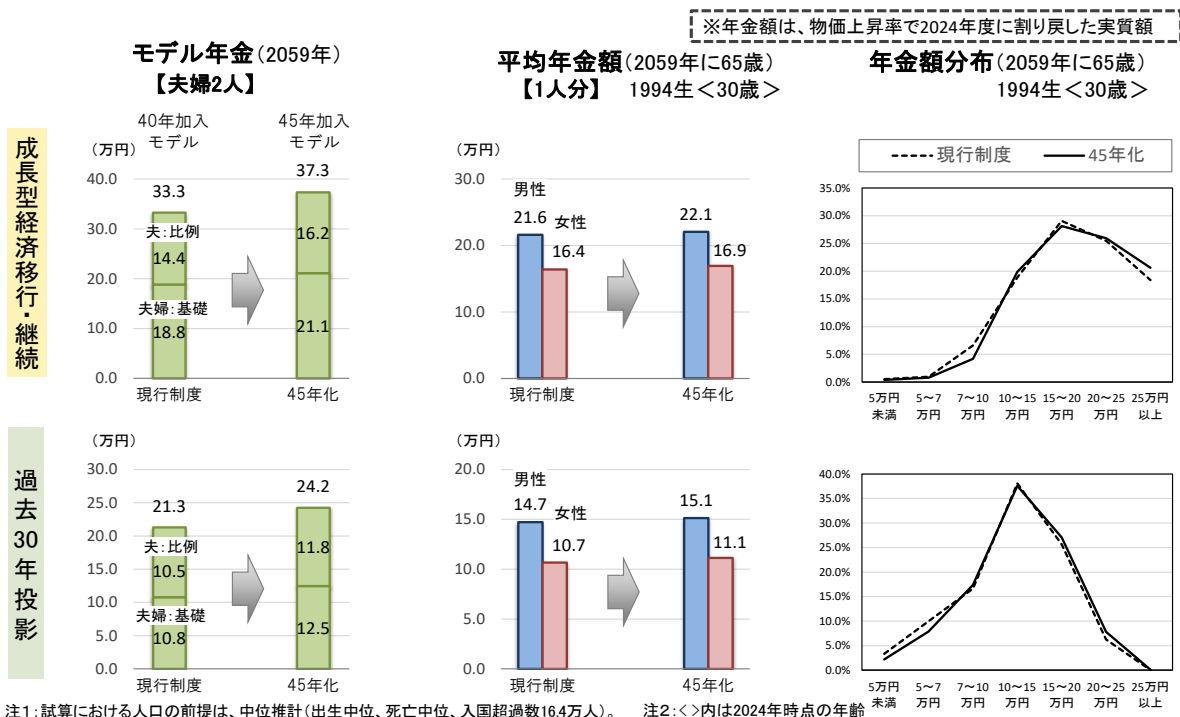


(2) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の拠出期間延長・給付増額が年金額に与える影響をみると、基礎年金の水準が上昇することに伴い、相対的に低年金の方の給付が改善している（第1-4-10図）。

モデル年金額は概ね40分の45倍に増加しているが、平均年金額でみると増加幅はモデル年金額と比べ小さくなっている。これは、モデル年金では、40年加入と45年加入の年金額を比較している一方で、平均年金額では、既に60歳を超えて厚生年金に加入している方をみると、基礎年金は増加するものの、報酬比例部分の年金額は増加しないためである。

第1-4-10図 基礎年金の拠出期間延長・給付増額の試算結果



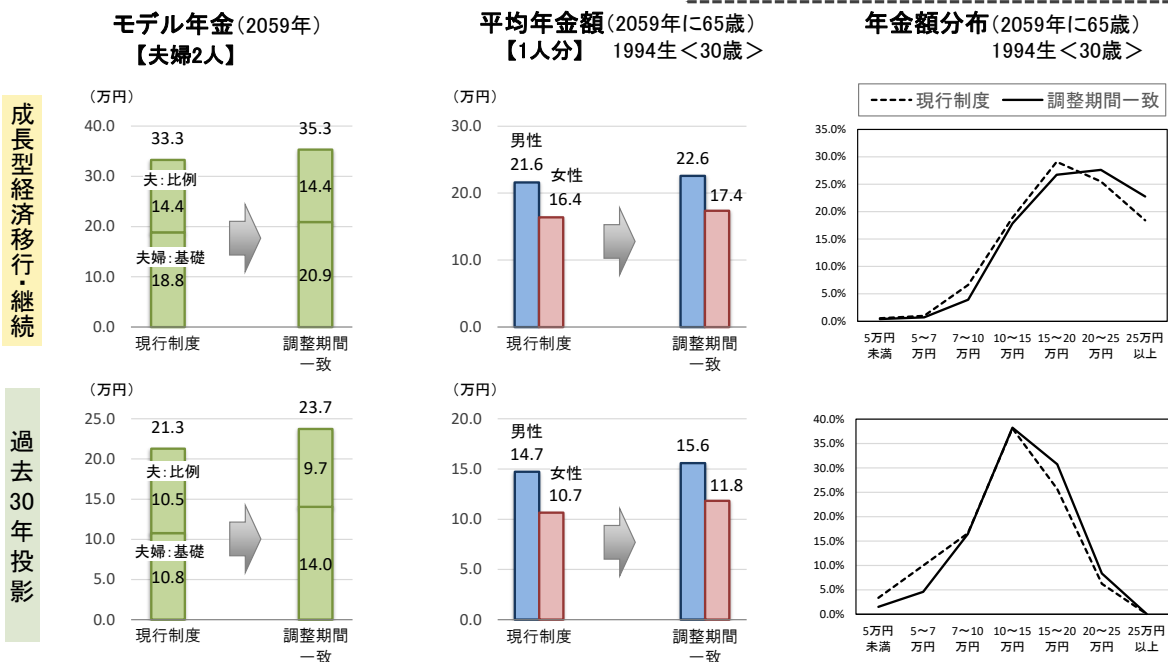
(3) マクロ経済スライドの調整期間の一致

マクロ経済スライドの調整期間の一致が年金額に与える影響をみると、平均年金額は上昇し、低年金層の方の割合は減少している（第1-4-11図）。

モデル年金額は、所得代替率と同様に、基礎年金が増加し、報酬比例部分の年金額は減少するが、基礎年金の増加が大きく、全体として年金額は増加している。また、過去30年投影ケースの平均年金額をみると、年金額に占める基礎年金の割合が男性と比べ相対的に高い女性の年金額の増加が大きい。これは、基礎年金のマクロ経済スライド調整期間が短縮され、基礎年金の給付水準の改善効果が大きいためである。

第1-4-11図 マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合の試算結果

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。 注2: <>内は2024年時点の年齢